

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
新：表紙 旧：表紙	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 7 月</p>  <p style="text-align: center;">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路 株式会社</p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 2 月</p>  <p style="text-align: center;">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路 株式会社</p>	

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第1編 総則・材料	第1編 総則・材料	
	第1章 総則	第1章 総則	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
			(略)
新:I-1-7 旧:I-1-7	1.1.5 日数の解釈 契約書類 において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第1条第9項によるものとし、すべて暦日で示され、 <u>土曜日</u> 、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	1.1.5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第1条第9項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)——に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	変更
新:I-1-7 旧:I-1-7	1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 <u>(1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号)</u> <u>(2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)</u> <u>(4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号)</u> <u>(5)労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)</u> <u>(6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)</u> <u>(7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)</u> <u>(8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号)</u> <u>(9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号)</u> <u>(10)健康保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</u> <u>(11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号)</u> <u>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正 法律第47号)</u> <u>(13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)</u> <u>(14)道路法(平成28年3月改正 法律第19号)</u> <u>(15)道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)</u> <u>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</u> <u>(17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)</u> <u>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</u> <u>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号)</u> <u>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)</u> <u>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</u> <u>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</u> <u>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</u> <u>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</u> <u>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</u> <u>(29)森林法(平成28年5月改正 法律第47号)</u> <u>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</u> <u>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</u> <u>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</u> <u>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</u> <u>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</u> <u>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</u> <u>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</u> <u>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)</u>	1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)建設業法(昭和24年法律第100号) (2)下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号) (3)労働基準法(昭和22年法律第49号) (4)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) (5)職業安定法(昭和22年法律第141号) (6)作業環境測定法(昭和50年法律第28号) (7)じん肺法(昭和35年法律第30号) (8)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号) (9)出入国管理及び難民認定法(平成3年法律第94号) (10)道路法(昭和27年法律第180号) (11)道路交通法(昭和35年法律第105号) (12)道路運送法(昭和26年法律第183号) (13)道路運送車両法(昭和26年法律第185号) (14)砂防法(明治30年法律第29号) (15)地すべり等防止法(昭和33年法律第30号) (16)河川法(昭和39年法律第167号) (17)海岸法(昭和31年法律第101号) (18)港湾法(昭和25年法律第218号) (19)港則法(昭和23年法律第174号) (20)漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) (21)下水道法(昭和33年法律第79号) (22)航空法(昭和27年法律第231号) (23)公有水面埋立法(大正10年法律第57号) (24)軌道法(大正10年法律第76号) (25)森林法(昭和26年法律第249号) (26)環境基本法(平成5年法律第91号) (27)火薬類取締法(昭和25年法律第149号) (28)大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) (29)騒音規制法(昭和43年法律第98号) (30)水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) (31)湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号) (32)振動規制法(昭和51年法律第64号) (33)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) (34)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号) (35)文化財保護法(昭和25年法律第214号) (36)砂利採取法(昭和43年法律第74号) (37)電気事業法(昭和39年法律第170号)	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壤汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(47)駐車場法(平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法 抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(71)著作権法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	<p>(38)消防法(昭和23年法律第186号)</p> <p>(39)測量法(昭和24年法律第188号)</p> <p>(40)建築基準法(昭和25年法律第201号)</p> <p>(41)雇用保険法(昭和49年法律第116号)</p> <p>(42)労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)</p> <p>(43)健康保険法(昭和11年法律第70号)</p> <p>(44)中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)</p> <p>(45)海上運送法(昭和24年法律第187号)</p> <p>(46)海上交通安全法(昭和47年法律第115号)</p> <p>(47)海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)</p> <p>(48)酸素欠乏症等防止規制(昭和47年労働省令42号)</p> <p>(49)都市公園法(昭和31年法律第79号)</p> <p>(50)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)</p> <p>(51)駐車場法(昭和32年法律第106号)</p> <p>(52)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</p> <p>(53)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)</p> <p>(54)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)</p> <p>(55)騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)</p> <p>(56)手すり先行工法に関するガイドライン(平成21年4月)</p> <p>(57)警備業法(昭和47年法律第117号)</p> <p>(58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	い。		
			(略)
新:I-1-12 旧:I-1-11	1.1.13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、当社の競争参加資格を持つ者である場合には、 <u>競争参加停止期間中</u> でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1.1.13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、当社の 工事指名 競争参加資格者である場合には、 指名停止期間中 でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	<u>変更</u>
新:I-1-12 旧:I-1-11	1.1.14 施工体制台帳等 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。 2 <u>施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</u> <u>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</u> <u>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</u> <u>(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</u> <u>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</u> 3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、 <u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って</u> 、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 <u>名札は図-1.1を標準とする。</u> <div data-bbox="638 955 1121 1197" data-label="Image"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。 図-1.1 名札の標準図</p> 5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。	1.1.14 施工体制台帳等 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。 2 第1項の受注者は、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 3 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。	<u>変更</u>
	1.1.15 監督職員の権限及びその行使	1.1.15 監督職員の権限及びその行使	
			(略)
新:I-1-15 旧:I-1-13	4 施行管理員 主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。 5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示または承諾を行ったときは、受注者は、当該指示または承諾に従わなければならない。 6 前項の口頭による指示または承諾は、当該指示または承諾の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。	4 施行管理員 主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項第2号から第4号に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。 5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示または承諾を行ったときは、受注者は、当該指示または承諾に従わなければならない。 6 前項の口頭による指示または承諾は、当該指示または承諾の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。	<u>変更</u>
新:I-1-15 旧:I-1-14	1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)または専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者(以下「元方安全衛生管理者」という。)を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。 2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行	1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)または専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者(以下「元方安全衛生管理者」という。)を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。 2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行	<u>変更</u>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第 10 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては、現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更したときは、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第 26 条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。</p> <p>なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、土木施工管理(一級・二級)または建設機械施工(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理(一級)または建設機械施工(一級)に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士[建設部門、農業部門(「農業土木」)、林業部門(「森林土木」若しくは「林業」)若しくは環境部門(「自然環境保全」)]の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ハ 技術士[総合技術監理部門(上記ロの部門に該当する選択科目)]の資格保有者。</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者 (2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p>	<p>できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第 10 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に一般競争入札における競争参加資格確認資料または公募型指名競争入札における技術資料(併せて以下「技術資料」という。)を提出した工事にあつては、現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更したときは、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第 26 条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。</p> <p>なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、土木施工管理(一級・二級)または建設機械施工(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理(一級)または建設機械施工(一級)に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士[建設部門、農業部門(「農業土木」)、林業部門(「森林土木」若しくは「林業」)若しくは環境部門(「自然環境保全」)]の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ハ 技術士[総合技術監理部門(上記ロの部門に該当する選択科目)]の資格保有者。</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者 (2) 統括安全衛生責任者</p>	

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	<p>労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	
			(略)
<p>新:I-1-17 旧:I-1-16</p>	<p>1.1.20 作業日及び時間帯</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、<u>夜間、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間に作業を行ってはならない。</u>やむを得ず作業を行う必要がある場合は、1.4.11に定める「工事週報・立会検査願」により提出しなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りではない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路を規制して施工する場合の作業日及び時間帯について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>1.1.20 作業日及び時間帯</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、夜間、土曜、日曜、祝日(振替休日を含む。)<u>及び12月29日から翌年1月3日までの期間に作業を行ってはならない。</u>やむを得ず作業を行う必要がある場合は、1.4.11に定める「工事週報・立会検査願」により提出しなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りではない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路を規制して施工する場合の作業日及び時間帯について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<u>変更</u>
			(略)
<p>新:I-1-21 旧:I-1-20</p>	<p>1.1.29 工事のしゅん功</p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第31条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等ガイドラインに基づき完了していること。</p> <p>イ 契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)</p> <p>ロ 金額を記載しない設計書(写し)及び図面</p> <p>ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表</p> <p>ニ 工事打合せ簿</p> <p>ホ 工事週報</p> <p>ヘ 材料検査に関する書類</p> <p>ト 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>チ 原寸及び仮組立に関する書類</p> <p>リ 出来形図表</p> <p>ヌ 現場検査カード</p> <p>ル 工事写真</p> <p>ヲ 材料計算書</p> <p>ヰ 設計計算書</p> <p>カ しゅん功図書</p> <p>コ 工事完了明細報告書</p> <p>タ <u>「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社 平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード</u></p> <p><u>レ</u> その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 契約書第42条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。</p> <p>なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第31条第2項及び第6項に規定するものをいう。</p> <p>遅延日数=(しゅん功通知書受領日-契約工期末日) +(修補完了通知書受領日-不合格の通知日)</p> <p>4 工事完了明細報告書の作成</p> <p>受注者は、工事が完成したときは当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、</p>	<p>1.1.29 工事のしゅん功</p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第31条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等ガイドラインに基づき完了していること。</p> <p>イ 契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)</p> <p>ロ 金額を記載しない設計書(写し)及び図面</p> <p>ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表</p> <p>ニ 工事打合せ簿</p> <p>ホ 工事週報</p> <p>ヘ 材料検査に関する書類</p> <p>ト 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>チ 原寸及び仮組立に関する書類</p> <p>リ 出来形図表</p> <p>ヌ 現場検査カード</p> <p>ル 工事写真</p> <p>ヲ 材料計算書</p> <p>ヰ 設計計算書</p> <p>カ しゅん功図書</p> <p>コ 工事完了明細報告書</p> <p>タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 契約書第42条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。</p> <p>なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第31条第2項及び第6項に規定するものをいう。</p> <p>遅延日数=(しゅん功通知書受領日-契約工期末日) +(修補完了通知書受領日-不合格の通知日)</p> <p>4 工事完了明細報告書の作成</p> <p>受注者は、工事が完成したときは当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p>	<u>追加</u>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容								
	<p>または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p> <p>工事完了明細報告書は「電子納品等運用ガイドライン」の対象外とする。</p>	<p>工事完了明細報告書は「電子納品等運用ガイドライン」の対象外とする。</p>									
			(略)								
<p>新:I-1-24 旧:I-1-23</p>	<p>1.1.37 コリنز (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、<u>工事実績情報サービス(コリنز)</u>に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「<u>登録のための確認のお願い</u>」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u>10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p><u>登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u></p> <p><u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p>また、登録機関発行の「<u>登録内容確認書</u>」が受注者に届いた際には、<u>速やかに</u>その写しを直ちに提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>	<p>1.1.37 工事カルテの作成及び登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「<u>工事カルテ</u>」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「<u>工事カルテ受領書</u>」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>変更</p>								
<p>新:I-1-24 旧:I-1-23</p>	<p>1.1.38 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">表-1.1 一定規模以上の工事</p>	<p>1.1.38 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達平成3年10月25日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合は、工事着手に先立ち、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS入力システム-」(以下、「CREDAS入力システム」という)を使用して、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及びCREDAS入力システムで作成したデータを提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1 一定規模以上の工事</p>	<p>変更</p>								
<p>新:I-1-25 旧:I-1-23</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th style="width: 50%;">再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. 碎石……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物… 200t以上</td> <td>次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m ³ 以上 2. 碎石……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物… 200t以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th style="width: 50%;">再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. 碎石…………… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物…… 200t以上</td> <td>次の副産物を搬出する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 合計200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m ³ 以上 2. 碎石…………… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物…… 200t以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂……………1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 合計200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物	
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成										
次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m ³ 以上 2. 碎石……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物… 200t以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物										
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成										
次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m ³ 以上 2. 碎石…………… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物…… 200t以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂……………1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 合計200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物										
<p>新:I-1-25 旧:I-1-23</p>	<p>7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。<u>なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービ</u></p>	<p>4 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月法律第104号)第10条</p>	<p>変更</p>								

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p><u>スにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</u></p> <p>8 受注者は、「<u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u>」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	<p>に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	
<p>新：I-1-25 旧：I-1-24</p>	<p>1.1.39 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請負契約の相手方または資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p>1.1.39 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)及び「車両制限令」(昭和36年政令第265号)に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。なお、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める制限を超えて工事事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の許可を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請負契約の相手方または資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p>変更</p>
<p>新：I-1-26 旧：I-1-24</p>	<p>1.1.40 特許権等</p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により報告するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>1.1.40 特許権等</p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により報告するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>変更</p>
			<p>(略)</p>
	<p>第2節 照査</p>	<p>第2節 照査</p>	
<p>新：I-1-28 旧：I-1-26</p>	<p>1.2.1 計算書等の照査</p> <p>1 受注者は、工事の着工前に、線形座標計算書、工事目的物の応力計算書、材料計算書及び図面(以</p>	<p>1.2.1 計算書等の照査</p> <p>1 受注者は、工事の着工前に、線形座標計算書、工事目的物の応力計算書、材料計算書及び図面(以</p>	<p>変更</p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>下「計算書等」という。)について、<u>自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書</u>の照査を行わなければならない。ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、調査・設計共通仕様書8.3.5(照査)によるものとする。</p> <p>2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 線形座標計算書</p> <p>イ 手計算による場合 計算過程の照査</p> <p>ロ 電算による場合 インプットデータの照査 アウトプットデータの照査</p> <p>(2) 工事目的物の応力計算書</p> <p>イ 設計条件の照査 (許容応力度、許容支持力、単位重量等)</p> <p>ロ 手計算による場合 計算過程の照査 (設計条件、計算手法及び計算結果)</p> <p>ハ 電算による場合 インプットデータの照査 (荷重、形状寸法、断面定数等の照合) アウトプットデータの照査 (発生応力度と許容応力度との照合)</p> <p>(3) 材料計算書</p> <p>イ 数値と図面との照合</p> <p>ロ 計算書の照査</p> <p>ハ 金額を記載しない設計書との照合</p> <p>(4) 図面</p> <p>イ 図面と工事目的物の応力計算書との照合</p> <p>ロ 材料表の照査</p> <p>3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に<u>設計図書</u>の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p>	<p>下「計算書等」という。)の照査を行わなければならない。ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、調査・設計共通仕様書8.3.5(照査)によるものとする。</p> <p>2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 線形座標計算書</p> <p>イ 手計算による場合 計算過程の照査</p> <p>ロ 電算による場合 インプットデータの照査 アウトプットデータの照査</p> <p>(2) 工事目的物の応力計算書</p> <p>イ 設計条件の照査 (許容応力度、許容支持力、単位重量等)</p> <p>ロ 手計算による場合 計算過程の照査 (設計条件、計算手法及び計算結果)</p> <p>ハ 電算による場合 インプットデータの照査 (荷重、形状寸法、断面定数等の照合) アウトプットデータの照査 (発生応力度と許容応力度との照合)</p> <p>(3) 材料計算書</p> <p>イ 数値と図面との照合</p> <p>ロ 計算書の照査</p> <p>ハ 金額を記載しない設計書との照合</p> <p>(4) 図面</p> <p>イ 図面と工事目的物の応力計算書との照合</p> <p>ロ 材料表の照査</p> <p>3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に<u>設計図書</u>の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、<u>土木工事共通仕様書、土木材料共通仕様書その他各種要領等販売されているもの</u>については、受注者が備えるものとする。</p>	
			(略)
<p>新:I-1-29 旧:I-1-27</p>	<p>1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表</p> <p>受注者は、<u>1.2.1により行った</u>計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の<u>確認</u>を求めなければならない。また、<u>契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</u></p> <p><u>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</u></p> <p><u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</u></p>	<p>1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表</p> <p>受注者は、計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の<u>確認</u>を求めなければならない。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、<u>これに従わなければならない。</u></p>	変更
			(略)
	<p>第4節 施工管理</p>	<p>第4節 施工管理</p>	
			(略)
<p>新:I-1-31 旧:I-1-29</p>	<p>1.4.2 実施工程表</p> <p>1 受注者は、契約書第3条第1項の規定により提出した工事工程表に基づき、より詳細な実施工程表をネットワーク手法により作成し、<u>施工計画書を提出する前に</u>監督職員の<u>承諾</u>を得なくてはならない。ただし、監督職員が特に認めた工事については、バーチャート手法によるものとする。</p> <p>2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、<u>変更施工計画書を提出する前に</u>監督職員の<u>承諾</u>を得なくてはならない。</p> <p><u>3 受注者は、実施工程表の中に中間検査の予定時期を明記すること。その際、原則として当初の請負代金額が1億円以上の工事では中間検査を2回以上計画すること。また、工期中に構造物が完成</u></p>	<p>1.4.2 工事实施工程表</p> <p>1 受注者は、契約書第3条第1項の規定により提出した工事工程表に基づき、より詳細な実施工程表をネットワーク手法により作成し、監督職員の<u>承諾</u>を得なくてはならない。ただし、監督職員が特に認めた工事については、バーチャート手法によるものとする。</p> <p>2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、監督職員の<u>承諾</u>を得なくてはならない。</p>	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p><u>し供用を図る場合には事前に検査(中間検査または一部しゅん功検査)を受けるよう計画すること。なお、中間検査の予定時期のみ変更となった場合にあっては変更実施工程表の提出は必要ない。</u></p>		
<p>新:I-1-31 旧:I-1-29</p>	<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 実施工程表(事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。) (3) 現場組織 (4) 緊急時の体制 (5) 仮設備計画 (6) 保安設備 (7) 使用材料(品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。) 適合規格については、設計図書、土木材料共通仕様書または JIS 規格番号を明記する。</p> <p>(8) 主要機械 (9) 施工計画 (10) 土砂等搬送計画 (11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画 (12) 環境対策 (13) 安全衛生管理 (14) 防災対策計画 (15) 社内検査体制(工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。) (16) 品質出来形管理体制 (17) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画(1.1.39 第 3 項で規定する工事に該当する場合) (18) 建設廃棄物処理計画 (19) その他必要と認められる事項(ETC業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 実施工程表(事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。) (3) 現場組織 (4) 緊急時の体制 (5) 仮設備計画 (6) 保安設備 (7) 使用材料(品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。) 適合規格については、設計図書、土木材料共通仕様書または JIS 規格番号を明記する。</p> <p>(8) 主要機械 (9) 施工計画 (10) 土砂等搬送計画 (11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画 (12) 環境対策 (13) 安全衛生管理 (14) 防災対策計画 (15) 社内検査体制(工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。) (16) 品質出来形管理体制 (17) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画(1.1.39 第 3 項で規定する工事に該当する場合) (18) 建設廃棄物処理計画 (19) その他必要と認められる事項(業務用 ETC-カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差替えること。併せて、作業計画書に差替えたことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>変更</p>
			<p>(略)</p>
<p>新:I-1-33 旧:I-1-31</p>	<p>1.4.5 施工法の承諾</p> <p><u>1 受注者は、設計図書において施工法に関し、監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と協議の上、ICT等を活用することができる。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。</u></p>	<p>1.4.5 施工法の承諾</p> <p>受注者は、設計図書において施工法に関し、監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>追加</p>
<p>新:I-1-33 旧:I-1-31</p>	<p>1.4.6 作業計画書</p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているとき、<u>または監督職員からの指示があった場合には</u>、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工体制 (2) 作業工程 (3) 施工方法(施工順序及び施工範囲含む) (4) 使用材料 (5) 機械器具類 (6) 品質及び施工管理計画(社内検査体制含む) (7) その他各節に特に定める事項等</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する</p>	<p>1.4.6 作業計画書</p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているときは、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工体制 (2) 作業工程 (3) 施工方法(施工順序及び施工範囲含む) (4) 使用材料 (5) 機械器具類 (6) 品質及び施工管理計画(社内検査体制含む) (7) その他各節に特に定める事項等</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に、「変更作業計</p>	<p>変更</p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p><u>事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</u></p> <p>4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	<p>画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	
<p>新:I-1-33 旧:I-1-31</p>	<p>1.4.7 施工</p> <p>1 受注者は、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあっては「道路工事等協議書」に従い工事を施工し、高速道路外の道路にあっては、工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「<u>道路使用許可申請書</u>」による<u>所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び</u>許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。</p> <p>5 <u>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</u></p>	<p>1.4.7 施工</p> <p>1 受注者は、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあっては「道路工事等協議書」に従い工事を施工し、高速道路外の道路にあっては、工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:I-1-34 旧:I-1-31</p>	<p>1.4.8 ETC業務用カードの貸与</p> <p>1 受注者は、維持、修繕工事等(新設または改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施工が困難な工事に限る。)のため、首都高速道路上(営業路線)へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路(営業路線)へ入るために必要なETC業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC車載器を自らの負担により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合(短期リース車両等)や特別な事情のある場合は、貸与されたETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路(営業路線)に入ること。</p>	<p>1.4.8 業務用ETCカードの貸与</p> <p>1 受注者は、維持、修繕工事等(新設または改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施工が困難な工事に限る。)のため、首都高速道路上(営業路線)へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路(営業路線)へ入るために必要なETC業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC車載器を自らの負担により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合(短期リース車両等)や特別な事情のある場合は、貸与されたETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路(営業路線)に入ること。</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>
<p>新:I-1-35 旧:I-1-32</p>	<p>1.4.11 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認</u>できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、監督職員の承諾を受けたうえで「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>1.4.11 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、<u>工事検査室工事検査課による検査時に確認</u>できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
新:I-1-36 旧:I-1-33	1.4.13 作業用機械の選定等 1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、 設計図書 により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。 <u>ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</u> 2 受注者は、「騒音規制法」第 14 条及び「振動規制法」第 14 条に基づき、市町村に届出を行ったときは、速やかに 報告 しなければならない。 3 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	1.4.13 作業用機械の選定等 1 受注者は、 土木 工事に使用する建設機械の選定、使用等について、 設計図書 により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の 承諾 を得て使用することができる。 2 受注者は、騒音規制法第 14 条及び振動規制法第 14 条に基づき、市町村に届出を行ったときは、速やかに 報告 しなければならない。 3 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	(略) 変更
新:I-1-36 旧:I-1-34	1.4.14 環境保全 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日)、関連法令及び条例並びに 設計図書 の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、 直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、 第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の 提示 を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を 提示 しなければならない。 4 <u>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</u> 5 <u>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</u> 6 <u>受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編 (平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機等(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</u> <u>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u> <u>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号) 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号)」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u> 7 <u>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</u>	1.4.14 環境保全 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、 直ちに報告し、監督職員から指示があったときは、それに従わなければならない。 第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の 提示 を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を 提示 しなければならない。	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなければならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年12月22日条例第215号)</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日条例第35号)</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月17日条例第57号)</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 (平成14年3月26日条例第2号)</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>		
			(略)
<p>新:I-1-38 旧:I-1-34</p>	<p>1.4.16 支給材料及び貸与品 支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、支給材料または貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料または貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料または貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支給材料または貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6) 受注者は、毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願または貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料または貸与品の返還」については、「返還材料調書」または「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	<p>1.4.16 支給材料及び貸与品 支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、支給材料または貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料または貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料または貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支給材料または貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6) 受注者は、毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願または貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、△機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料または貸与品の返還」については、「返還材料調書」または「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	<p>変更</p>
			(略)
5	第5節 安全衛生管理	第5節 安全衛生管理	

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
新:I-1-40 旧:I-1-36	<p>1.5.1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日)や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成 4 年 10 月)を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針(以下「土木工事安全衛生管理指針」という。)及び建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日改正)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	<p>1.5.1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日)を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針(以下「土木工事安全衛生管理指針」という。)及び建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成 17 年 3 月 31 日改正)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
新:I-1-40 旧:I-1-36	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめうえで報告すること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できないものとする。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できないものとする。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措</p>	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめうえで報告すること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できないものとする。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び工事検査室工事検査課による検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できないものとする。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第2章 材料	第2章 材料	
	第2章 材料	第2章 材料	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
			(略)
新:I-2-2 旧:I-2-2	2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例 1 受注者は、 土木材料共通仕様書 や 設計図書 で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を 提出 し、 承諾 を得なければならない。 2 受注者は、材料使用承諾申請書の 提出 にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。 3 前項の試験を行うときは、監督職員の 立会 を受けなければならない。 4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。 5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。 (1) 使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果) (2) 新材料等の概要 (3) 施工実績 (4) 特徴 (5) 選定理由 (6) その他必要と認められる事項	2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例 1 受注者は、 設計図書 で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を 提出 し、 承諾 を得なければならない。 2 受注者は、材料使用承諾申請書の 提出 にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。 3 前項の試験を行うときは、監督職員の 立会 を受けなければならない。 4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。 5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。 (1) 使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果) (2) 新材料等の概要 (3) 施工実績 (4) 特徴 (5) 選定理由 (6) その他必要と認められる事項	変更
	第2節 工事材料の品質及び検査	第2節 工事材料の品質及び検査	
			(略)
新:I-2-3 旧:I-2-3	2.2.2 工事材料の検査 1 受注者又は現場代理人は、 設計図書 において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して 確認 した資料を検査時に 提示 し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付して、 整備・保管 しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに 提出 するものとする。電子メールによる 提出 が困難な場合は、紙による 提出 も可能とする。 2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。 3 品質検査 (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査、並びに、 <u>設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには</u> 成分、品質、性能等を 確認 するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。 (2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に 提示 し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、 整備・保管 しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の 承諾 を得たものについては、この限りでない。 (3) 受注者は、 設計図書 に定めがあるとき又は監督職員の 指示 があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。 (4) 監督職員が 指示 した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。 4 数量検査 (1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。 (2) 受注者は、 設計図書 又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行	2.2.2 工事材料の検査 1 受注者又は現場代理人は、 設計図書 において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して 確認 した資料を検査時に 提示 し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書 又は工事施工立会検査報告書 に添付して、 整備・保管 しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに 提出 するものとする。電子メールによる 提出 が困難な場合は、紙による 提出 も可能とする。 2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。 3 品質検査 (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を 確認 するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。 (2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に 提示 し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書 又は工事施工立会検査報告書のいづれかに 添付し、 整備・保管 しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の 承諾 を得たものについては、この限りでない。 (3) 受注者は、 設計図書 に定めがあるとき又は監督職員の 指示 があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。 (4) 監督職員が 指示 した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。 4 数量検査 (1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。 (2) 受注者は、 設計図書 又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2第1項に規定する手続きにより提出するものとする。</p> <p>5 監督職員の立会 受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証 受注者は、2.2.2の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査 受注者は、2.2.2の材料検査に不合格となったとき又は前条第1項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地 受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提出しなければならない。</p>	<p>により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2第1項に規定する手続きにより提出するものとする。</p> <p>5 監督職員の立会 受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証 受注者は、2.2.2の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査 受注者は、2.2.2の材料検査に不合格となったとき又は前条第1項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地 受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び工事検査室工事検査課による検査時に提出しなければならない。</p>	

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第7章 コンクリート構造物工	第7章 コンクリート構造物工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-7-3 旧:I-7-3	7.1.1 適用範囲 1 本章は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物の築造に伴う鉄筋工、ガス圧接工、型枠工、支保工及びコンクリートの運搬・打込み・養生等その他関連する作業に適用する。 2 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成27年6月)</u> <u>建設省(国土交通省) アルカリ骨材反応抑制対策について (平成元年7月(平成14年8月改正))</u> 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成29年11月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 (平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編 (平成29年11月) 土木学会 <u>2017年制定</u> コンクリート標準示方書 [設計編] (平成30年3月) 土木学会 <u>2017年制定</u> コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月) 土木学会 <u>2013年制定</u> コンクリート標準示方書 規準編 (平成25年11月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] (平成24年6月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2007年版] (平成19年8月) <u>日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) (平成21年9月)</u> <u>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会</u> <u>機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案)(平成28年7月)</u>	7.1.1 適用範囲 1 本章は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物の築造に伴う鉄筋工、ガス圧接工、型枠工、支保工及びコンクリートの運搬・打込み・養生等その他関連する作業に適用する。 2 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路公団 橋梁構造物設計要領 (平成15年5月)</u> 建設省 アルカリ骨材反応抑制対策について (昭和61年6月) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (平成1年7月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編IIIコンクリート橋編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編IV下部構造編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (平成14年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成20年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成19年5月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[平成12年版] (平成12年2月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2007年版] (平成19年8月) <u>日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成17年4月)</u>	変更
			(略)
	第3節 鉄筋工	第3節 鉄筋工	
新:I-7-4 旧:I-7-4	7.3.1 一般 1 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員にその事実が確認できる資料を書面により 確認 を求めなければならない。 2 受注者は、現場に搬入された鉄筋とその規格証明書について、照合を行った後に規格証明書のつづりを整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時に 提出 しなければならない。 3 受注者は、材質の異なる鉄筋は明確に区分し、腐食を発生させないように保管しなければならない。 4 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「コンクリート標準示方書 [施工編] 10.6 鉄筋工」並びに日本道路協会「道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・ <u>コンクリート部材編 17.10 鉄筋の加工及び配筋</u> 」によらなければならない。	7.3.1 一般 1 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員にその事実が確認できる資料を書面により 確認 を求めなければならない。 2 受注者は、現場に搬入された鉄筋とその規格証明書について、照合を行った後に規格証明書のつづりを整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時に 提出 しなければならない。 3 受注者は、材質の異なる鉄筋は明確に区分し、腐食を発生させないように保管しなければならない。 4 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「コンクリート標準示方書(施工編)10.6 鉄筋工」並びに日本道路協会「道路橋示方書・同解説(I 共通編IIIコンクリート橋編)19.7 鉄筋の加工及び配筋」によらなければならない。	変更
			(略)
新:I-7-5 旧:I-7-5	7.3.3 鉄筋の組立 1 受注者は、鉄筋を配置し、コンクリートの打込み時に動かないよう組立用鉄筋を用いるなどして鉄筋を堅固に組立てなければならない。また、受注者は、鉄筋の交点の要所を直径0.8mm以上のなまし鉄線又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。 2 受注者は、鉄筋のかぶりを保つように適切な間隔でスペーサを配置しなければならない。また、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の強度を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサを使用する場合は、施工に先立って監督職員の 承諾 を得なければならない。 3 受注者は、 <u>鉄筋の点溶接を行ってはならない。</u> 4 受注者は、鉄筋の組立が完了した場合は、鉄筋の本数、径を確認し、折曲げの位置、継手の位置、長さ、相互の位置、間隔、型枠内の支持状態について現場社内検査を行った上でコンクリート打込み時に監督職員の 立会 を受けなければならない。なお、監督職員があらかじめ 承諾 した場合は、 立	7.3.3 鉄筋の組立 1 受注者は、鉄筋を配置し、コンクリートの打込み時に動かないよう組立用鉄筋を用いるなどして鉄筋を堅固に組立てなければならない。また、受注者は、鉄筋の交点の要所を直径0.8mm以上のなまし鉄線又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。 2 受注者は、鉄筋のかぶりを保つように適切な間隔でスペーサを配置しなければならない。また、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の強度を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサを使用する場合は、施工に先立って監督職員の 承諾 を得なければならない。 3 受注者は、 <u>場所打ち鉄筋コンクリート杭又は地中連続壁の鉄筋かごを組立てる場合を除き鉄筋の点溶接を行ってはならない。また、鉄筋かごの点溶接を行うに当たっては、溶接部分のアンダーカットが発生しないようにしなければならない。</u> 4 受注者は、鉄筋の組立が完了した場合は、鉄筋の本数、径を確認し、折曲げの位置、継手の位置、	削除

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	会を省略することができる。なお、受注者は、社内検査の記録を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時に 提出 しなければならない。	長さ、相互の位置、間隔、型枠内の支持状態について現場社内検査を行った上でコンクリート打込み時に監督職員の 立会 を受けなければならない。なお、監督職員があらかじめ 承諾 した場合は、 立会 を省略することができる。なお、受注者は、社内検査の記録を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時に 提出 しなければならない。	
新:I-7-6 旧:I-7-6	7.3.4 鉄筋の継手 1 受注者は、鉄筋のガス圧接を行う場合は本章第4節ガス圧接工、鉄筋のエンクローズ溶接を行う場合は本章第5節エンクローズ溶接工の規定によらなければならない。 2 受注者は、 設計図書 に鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、熔融金属充てん継手、モルタル充てん継手などを用いるよう定められた場合は、施工前に鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を添付し、作業計画書を 提出 しなければならない。なお、施工方法は、 設計図書 及び土木学会「 鉄筋定着・継手指針[2007年版] 」によらなければならない。 3 受注者は、 設計図書 に示されていない鉄筋の継手を設ける場合、又は継手位置を変更する場合は、施工に先立って、監督職員の 承諾 を得なければならない。	7.3.4 鉄筋の継手 1 受注者は、鉄筋のガス圧接を行う場合は本章第4節ガス圧接工、鉄筋のエンクローズ溶接を行う場合は本章第5節エンクローズ溶接工の規定によらなければならない。 2 受注者は、 設計図書 に鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、熔融金属充てん継手、モルタル充てん継手などを用いるよう定められた場合は、施工前に鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を添付し、作業計画書を 提出 しなければならない。なお、施工方法は、 設計図書 及び土木学会「 鉄筋継手指針 」によらなければならない。 3 受注者は、 設計図書 に示されていない鉄筋の継手を設ける場合、又は継手位置を変更する場合は、施工に先立って、監督職員の 承諾 を得なければならない。	追加
	第4節 ガス圧接工	第4節 ガス圧接工	
新:I-7-6 旧:I-7-6	7.4.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づきガス圧接専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、ガス圧接の施工管理経験が3年以上の者とする。 2 受注者は、圧接作業前に 日本鉄筋継手協会 が認定した 圧接継手管理技士 が作成した、圧接作業計画書を 提出 しなければならない。 3 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が 設計図書 どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と 協議 しなければならない。 4 本節に定めのない事項については、 日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年)」 によらなければならない。	7.4.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づきガス圧接専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、ガス圧接の施工管理経験が3年以上の者とする。 2 受注者は、圧接作業前に 日本圧接協会 が認定した 圧接管理技士 が作成した、圧接作業計画書を 提出 しなければならない。 3 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が 設計図書 どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と 協議 しなければならない。 4 本節に定めのない事項については、 日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」 によらなければならない。	変更
新:I-7-6 旧:I-7-6	7.4.2 圧接装置 受注者は、自動ガス圧接装置を使用してガス圧接作業を行う場合は、 日本鉄筋継手協会 の自動ガス圧接装置技術評価の認定を受けた装置を使用すること。この場合、当該自動ガス圧接装置で施工した施工実績について監督職員の 確認 を受けなければならない。	7.4.2 圧接装置 受注者は、自動ガス圧接装置を使用してガス圧接作業を行う場合は、 日本圧接協会 の自動ガス圧接装置技術評価の認定を受けた装置を使用すること。この場合、当該自動ガス圧接装置で施工した施工実績について監督職員の 確認 を受けなければならない。	変更
新:I-7-7 旧:I-7-6	7.4.3 圧接工 1 受注者が使用するガス圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋 のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を扱う者は、JIS G 3112(鉄筋 コンクリート 用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、 設計図書 に関して監督職員の 承諾 を得るものとする。 2 受注者は、35mm以上の鉄筋を手動ガス圧接装置で圧接作業を行う場合は、第1項に規定した者でなければならない。 3 ガス圧接作業における、鉄筋端面処理、圧接機器類の取付、配置は、 日本鉄筋継手協会 によって認定された「手動ガス圧接技量資格者」が行わなければならない。 4 受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工の名簿、 日本鉄筋継手協会 によって認定された技量資格証明書の写し及び写真を作業計画書に添付しなければならない。 5 圧接工は、 日本鉄筋継手協会 によって認定された技量資格証明書を携帯し、監督職員が 提示 を求めた場合は、これに応じなければならない。	7.4.3 圧接工 1 受注者が使用するガス圧接工は、JIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を扱う者は、JIS G 3112(鉄筋 コンクリート 用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、 設計図書 に関して監督職員の 承諾 を得るものとする。 2 受注者は、35mm以上の鉄筋を手動ガス圧接装置で圧接作業を行う場合は、第1項に規定した者でなければならない。 3 ガス圧接作業における、鉄筋端面処理、圧接機器類の取付、配置は、日本圧接協会によって認定された、1種以上の「手動ガス圧接技量資格者」が行わなければならない。 4 ガス圧接作業における、鉄筋端面処理、圧接機器類の取付、配置は、 日本圧接協会 によって認定された「手動ガス圧接技量資格者」が行わなければならない。 5 受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工の名簿、 日本圧接協会 によって認定された技量資格証明書の写し及び写真を作業計画書に添付しなければならない。 6 圧接工は、 日本圧接協会 によって認定された技量資格証明書を携帯し、監督職員が 提示 を求めた場合は、これに応じなければならない。	変更
新:I-7-7 旧:I-7-7	7.4.4 施工前試験 受注者は、手動ガス圧接及び自動ガス圧接作業にあたっては、「 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) 」(以下「圧接仕様書」という。)の規定により、 施工前試験 を行わなければならない。	7.4.4 施工前試験 受注者は、手動ガス圧接及び自動ガス圧接作業にあたっては、「 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 」(以下「圧接仕様書」という。)の規定により 施工前試験 を行わなければならない。	変更
			(略)
	第5節 エンクローズ溶接工	第5節 エンクローズ溶接工	

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
新:I-7-7 旧:I-7-7	7.5.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づきエンクローズ溶接の専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、 (一社) 日本溶接協会が WES8103-1981(鋼構造物の溶接施工及び管理に関する溶接技術者の資格認定規格)に基づいて認定する1級又は2級の溶接技術者の資格を有する者とする。 2 受注者は、エンクローズ溶接作業にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 受注者は、鉄筋のエンクローズ溶接箇所が 設計図書 どおりに施工できない場合は、その措置方法について監督職員と 協議 しなければならない。 4 受注者は、手溶接によるエンクローズ溶接(以下手エンクローズ溶接という。)及び半自動ガスシールドアーク溶接(以下半自動エンクローズ溶接という。)について、本節に定めのない事項については、土木学会「 鉄筋定着・継手指針 [2007年版]」によらなければならない。 5 受注者は、自動エンクローズ溶接について、本節に定めのない事項については、土木学会「 鉄筋定着・継手指針 [2007年版]」によらなければならない。	7.5.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づきエンクローズ溶接の専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、 (社) 日本溶接協会が WES8103-1981(鋼構造物の溶接施工及び管理に関する溶接技術者の資格認定規格)に基づいて認定する1級又は2級の溶接技術者の資格を有する者とする。 2 受注者は、エンクローズ溶接作業にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 受注者は、鉄筋のエンクローズ溶接箇所が 設計図書 どおりに施工できない場合は、その措置方法について監督職員と 協議 しなければならない。 4 受注者は、手溶接によるエンクローズ溶接(以下手エンクローズ溶接という。)及び半自動ガスシールドアーク溶接(以下半自動エンクローズ溶接という。)について、本節に定めのない事項については、土木学会 —鉄筋定着・継手指針 [2007年版]によらなければならない。 5 受注者は、自動エンクローズ溶接について、本節に定めのない事項については、土木学会 鉄筋継手指針(2) によらなければならない。	変更
新:I-7-8 旧:I-7-8	7.5.2 材料及び溶接装置 1 受注者は、材料及び溶接装置について 設計図書 に定めのない事項は、土木学会「 鉄筋定着・継手指針 [2007年版]」によらなければならない。 2 受注者は、半自動エンクローズ溶接装置を用いる場合は、施工に先立って使用する装置の性能及び施工実績に関する資料について監督職員の 確認 を受けなければならない。	7.5.2 材料及び溶接装置 1 受注者は、材料及び溶接装置について 設計図書 に定めのない事項は、土木学会 —鉄筋定着・継手指針 [2007年版]によらなければならない。 2 受注者は、半自動エンクローズ溶接装置を用いる場合は、施工に先立って使用する装置の性能及び施工実績に関する資料について監督職員の 確認 を受けなければならない。	変更
			(略)
新:I-7-8 旧:I-7-8	7.5.4 溶接作業者の技量試験 1 受注者は、鉄筋のエンクローズ溶接を行う溶接技術者の技量試験は、次によって行わなければならない。 (1) 試験について定めのない事項は、JIS Z 3881(鉄筋の ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)によること。 (2) 試験は、監督職員及びエンクローズ溶接専任技術者の 立会 の上行うこと。 (3) 溶接方法は、施工に用いる溶接用器具材を用い水平に鉄筋を置き溶接すること。 (4) 試験材用棒鋼は、監督職員の 指示 する鉄筋から試験材を自動エンクローズ溶接の場合は2本、手エンクローズ溶接及び半手動エンクローズ溶接の場合は5本作製し、圧接作業後に外観検査を行い、その試験材を超音波探傷試験片として超音波探傷試験を行った後、同じ試験材を曲げ試験片に加工して、曲げ試験を行うこと。 2 受注者は、技量試験に不合格となった溶接技術者を鉄筋のエンクローズ溶接作業に従事させてはならない。ただし、監督職員が 承諾 した場合は、再び技量試験を行うことができる。	7.5.4 溶接作業者の技量試験 1 受注者は、鉄筋のエンクローズ溶接を行う溶接技術者の技量試験は、次によって行わなければならない。 (1) 試験について定めのない事項は、JIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)によること。 (2) 試験は、監督職員及びエンクローズ溶接専任技術者の 立会 の上行うこと。 (3) 溶接方法は、施工に用いる溶接用器具材を用い水平に鉄筋を置き溶接すること。 (4) 試験材用棒鋼は、監督職員の 指示 する鉄筋から試験材を自動エンクローズ溶接の場合は2本、手エンクローズ溶接及び半手動エンクローズ溶接の場合は5本作製し、圧接作業後に外観検査を行い、その試験材を超音波探傷試験片として超音波探傷試験を行った後、同じ試験材を曲げ試験片に加工して、曲げ試験を行うこと。 2 受注者は、技量試験に不合格となった溶接技術者を鉄筋のエンクローズ溶接作業に従事させてはならない。ただし、監督職員が 承諾 した場合は、再び技量試験を行うことができる。	追加
			(略)
新:I-7-9 旧:I-7-9	7.5.6 施工 1 受注者は、エンクローズ溶接で鉄筋の溶接を行う場合は、 設計図書 及び土木学会「 鉄筋定着・継手指針 [2007年版]」によらなければならない。 2 受注者は、7.10.3に規定する検査の結果、不合格となった場合は、監督職員の 承諾 を得た上で補修計画書を作成しなければならない。	7.5.6 施工 1 受注者は、エンクローズ溶接で鉄筋の溶接を行う場合は、 設計図書 及び土木学会 鉄筋定着・継手指針[2007年版]によらなければならない。 2 受注者は、7.10.3に規定する検査の結果、不合格となった場合は、監督職員の 承諾 を得た上で補修計画書を作成しなければならない。	変更
	第6節 型枠及び支保工	第6節 型枠及び支保工	
新:I-7-10 旧:I-7-9	7.6.1 一般 1 受注者は、型枠工及び支保工の施工にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 2 受注者は、構造物の美観を損なわない仕上がり面となるものを型枠として使用し、主要な構造物の型枠、支保工の材料及び構造については、作業計画書に記載しなければならない。 3 受注者は、支保工の構造形式については、地耐力及び沈下量を考慮して決定しなければならない。 4 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「コンクリート標準示方書 [施工編] 」によらなければならない。	7.6.1 一般 1 受注者は、型枠工及び支保工の施工にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 2 受注者は、構造物の美観を損なわない仕上がり面となるものを型枠として使用し、主要な構造物の型枠、支保工の材料及び構造については、作業計画書に記載しなければならない。 3 受注者は、支保工の構造形式については、地耐力及び沈下量を考慮して決定しなければならない。 4 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「コンクリート標準示方書 (施工編)(平成20年3月) 」によらなければならない。	変更
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第7節 場所打ちコンクリート工	第7節 場所打ちコンクリート工	
新:I-7-11 旧:I-7-10	7.7.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づきコンクリート工事の専任技術者を定めなければならない。 この場合、同第3項の資格を有する者とは、 <u>(公社)</u> 日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士検定試験に合格し、認定された者とする。ただし、監督職員の 承諾 によって、コンクリート施工経験が3年以上あり、かつ土木施工管理技士(一級)に合格し、認定された者としてすることができる。 2 受注者は、場所打ちコンクリートの施工にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「コンクリート標準示方書 <u>[施工編]</u> 」によらなければならない。	7.7.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づきコンクリート工事の専任技術者を定めなければならない。 この場合、同第3項の資格を有する者とは、 <u>社団法人</u> 日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士検定試験に合格し、認定された者とする。ただし、監督職員の 承諾 によって、コンクリート施工経験が3年以上あり、かつ土木施工管理技士(一級)に合格し、認定された者としてすることができる。 2 受注者は、場所打ちコンクリートの施工にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「コンクリート標準示方書 (施工編) (平成29年3月) 」によらなければならない。	変更
新:I-7-11 旧:I-7-11	7.7.2 工場の選定 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条第3、4項の規定によるものとする。 2 受注者は、JISマーク表示認定工場で製造されJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、コンクリート工事の専任技術者を配合試験に臨場させるとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 3 受注者は、JISマーク表示認定工場が7.7.3第3項(4)に示す時間内に打設できる範囲にない場合は、使用する工場について 設計図書 に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を受けなければならない。なお、当該工場は、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 <u>(コンクリート主任技士等)</u> が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 4 受注者は、JISマーク表示認可工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であってもJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、配合及び材料の計量について設計図書及び土木学会「コンクリート標準示方書(施工編：検査標準)(平成20年3月)5章 レディーミクストコンクリートの受入れ検査」の規定によるとともに、コンクリート工事の専任技術者を配合試験に臨場させ、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の 確認 を受けなければならない。 5 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、コンクリート工事の専任技術者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。	7.7.2 材料 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条第3、4項の規定によるものとする。 2 受注者は、JISマーク表示認定工場で製造されJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、コンクリート工事の専任技術者を配合試験に臨場させるとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 3 受注者は、JISマーク表示認定工場が7.7.3第3項(4)に示す時間内に打設できる範囲にない場合は、使用する工場について 設計図書 に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を受けなければならない。なお、当該工場は、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 4 受注者は、JISマーク表示認可工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であってもJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、配合及び材料の計量について設計図書及び土木学会「コンクリート標準示方書(施工編：検査標準)(平成20年3月)5章 レディーミクストコンクリートの受入れ検査」の規定によるとともに、コンクリート工事の専任技術者を配合試験に臨場させ、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の 確認 を受けなければならない。 5 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、コンクリート工事の専任技術者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。	変更
			(略)
	第8節 特殊コンクリート	第8節 特殊コンクリート	
新:I-7-15 旧:I-7-15	7.8.1 一般 受注者は、本節に定めのない事項については、 <u>[土木学会]</u> コンクリート標準示方書 <u>[施工編]</u> 」によらなければならない。	7.8.1 一般 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成29年3月) 」によらなければならない。	変更
			(略)
新:I-7-16 旧:I-7-16	7.8.10 プレパックドコンクリート 受注者は、プレパックドコンクリートを施工する場合は、 設計図書 に示す品質が得られるよう、施工方法等について作業計画書に記載しなければならない。	7.8.10 プレパックドコンクリート 受注者は、プレパックドコンクリートを施工する場合は、 設計図書 に示す品質を得る ために 、施工方法等について作業計画書に記載しなければならない。	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
			(略)
	第10節 品質管理	第10節 品質管理	
			(略)
新:I-7-16 旧:I-7-16	<p>7.10.2 コンクリートの品質管理</p> <p>1 受注者は、コンクリートの品質管理のため、土木材料共通仕様書第9章に定める試験を行い、コンクリート打設日報、打設管理表及びレディーミクストコンクリート品質検査成績表等を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>ただし、設計基準強度が18N/mm²以下(<u>鋼橋脚の中詰めとして使用するものを除く</u>)、又は設計数量が10m³以下の場合、工事着手前に監督職員の承諾を得てこれを省略することができる。</p> <p>2 受注者は、スランブ試験については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1101(コンクリートのスランブ試験方法)によること。</p> <p>(2) 試験は、毎日最初の運搬車から5台目まで各運搬車ごとに1回、その後<u>は50m³ごとに1回</u>及びコンクリートの性状が変わったと思われる場合はその都度それぞれ行うこと。</p> <p>(3) 床版コンクリートについては、各運搬車ごとに1回行うこと。この場合において、結果が良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度を前(1)まで軽減することができる。</p> <p>(4) 試料採取は、JIS A 1115(フレッシュコンクリートの試料採取方法)によるものとする。ただし、ポンプ打設の場合は、配管筒先から採取すること。</p> <p>(5) 許容誤差は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)によること。</p> <p>3 受注者は、空気量試験については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法)、1118(フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法)、1128(フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法)によること。</p> <p>(2) 試験は、圧縮強度試験の供試体を採取する場合に行うこと。</p> <p>(3) 空気量の許容差は、JIS A 5308によること。</p> <p>4 受注者は、塩化物含有量試験については、JIS A 5308によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、アルカリ量試験については、JIS A 5308によらなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリートの圧縮強度試験については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)、1115、1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)によること。</p> <p>(2) 供試体の採取回数は、材令7日用のものにあつては(イ)及び(ロ)により、材令28日用のものにあつては(ロ)～(ニ)によるものとする。ただし、監督職員が指示する場合は、指示する回数とする。なお、供試体は、1回につき3個作成すること。</p> <p>イ 1日につき最低1回</p> <p>ロ 150m³ごと及びその端数について1回</p> <p>ハ 同一構造物の同一コンクリートにつき最低3回</p> <p>ニ 床版工事にあつては1径間につき最低1回</p> <p>(3) 供試体の大きさは、φ100×200mmとする。</p> <p>(4) 供試体の作成に当たっては、コンクリートの専任技術者を臨場させること。</p> <p>(5) 供試体の作成に当たっては、作成前に監督職員が交付するコンクリート供試体検印用紙にマジックインキ等を用いて所定の事項を記入し、供試体型枠底面、又は側面の確認できる位置にその用紙を置くこと。</p> <p>(6) 試験には受注者が臨場すること。この場合において、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けること。<u>なお、試験を公的機関で行う場合には主任監督員の承諾を得た上で受注者の臨場を省略することができる。</u></p> <p>(7) 材令7日の圧縮強度試験の結果と試し練り試験の当該試験結果とを比べ疑義があると認められる場合は、監督職員に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(8) 圧縮強度は次によること。</p> <p>イ 1回の試験結果は、設計図書に示す設計基準強度の85%以上であること。</p> <p>ロ 3回の試験結果の平均値は、設計図書に示す設計基準強度以上であること。</p> <p>7 受注者は、コンクリート品質管理のための試験については、監督職員の承諾を得た場合は、生産者に代行させることができる。この場合においては、コンクリート専任技術者は、塩化物含有量試験及びアルカリ量試験に必ず臨場し、その結果を確認し、レディーミクストコンクリート管理試験成績表を提出しなければならない。</p>	<p>7.10.2 コンクリートの品質管理</p> <p>1 受注者は、コンクリートの品質管理のため、土木材料共通仕様書第9章に定める試験を行い、コンクリート打設日報、打設管理表及びレディーミクストコンクリート品質検査成績表等を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>ただし、設計基準強度が18N/mm²以下、又は設計数量が10m³以下の場合、工事着手前に監督職員の承諾を得てこれを省略することができる。</p> <p>2 受注者は、スランブ試験については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1101(コンクリートのスランブ試験方法)によること。</p> <p>(2) 試験は、毎日最初の運搬車から5台目まで各運搬車ごとに1回、その後<u>の運搬車5台につき最低1回</u>及びコンクリートの性状が変わったと思われる場合はその都度それぞれ行うこと。</p> <p>(3) 床版コンクリートについては、各運搬車ごとに1回行うこと。この場合において、結果が良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度を前(1)まで軽減することができる。</p> <p>(4) 試料採取は、JIS A 1115(フレッシュコンクリートの試料採取方法)によるものとする。ただし、ポンプ打設の場合は、配管筒先から採取すること。</p> <p>(5) 許容誤差は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)によること。</p> <p>3 受注者は、空気量試験については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法)、1118(フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法)、1128(フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法)によること。</p> <p>(2) 試験は、圧縮強度試験の供試体を採取する場合に行うこと。</p> <p>(3) 空気量の許容差は、JIS A 5308によること。</p> <p>4 受注者は、塩化物含有量試験については、JISA5308によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、アルカリ量試験については、JISA5308によらなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリートの圧縮強度試験については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)、1115、1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)によること。</p> <p>(2) 供試体の採取回数は、材令7日用のものにあつては(イ)及び(ロ)により、材令28日用のものにあつては(ロ)～(ニ)によるものとする。ただし、監督職員が指示する場合は、指示する回数とする。なお、供試体は、1回につき3個作成すること。</p> <p>イ 1日につき最低1回</p> <p>ロ 150m³ごと及びその端数について1回</p> <p>ハ 同一構造物の同一コンクリートにつき最低3回</p> <p>ニ 床版工事にあつては1径間につき最低1回</p> <p>(3) 供試体の大きさは、φ100×200mmとする。</p> <p>(4) 供試体の作成に当たっては、コンクリートの専任技術者を臨場させること。</p> <p>(5) 供試体の作成に当たっては、作成前に監督職員が交付するコンクリート供試体検印用紙にマジックインキ等を用いて所定の事項を記入し、供試体型枠底面、又は側面の確認できる位置にその用紙を置くこと。</p> <p>(6) 試験にはコンクリートの専任技術者が臨場すること。この場合において、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けること。</p> <p>(7) 材令7日の圧縮強度試験の結果と試し練り試験の当該試験結果とを比べ疑義があると認められる場合は、監督職員に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(8) 圧縮強度は次によること。</p> <p>イ 1回の試験結果は、設計図書に示す設計基準強度の85%以上であること。</p> <p>ロ 3回の試験結果の平均値は、設計図書に示す設計基準強度以上であること。</p> <p>7 受注者は、コンクリート品質管理のための試験については、監督職員の承諾を得た場合は、生産者に代行させることができる。この場合においては、コンクリート専任技術者は、塩化物含有量試験及びアルカリ量試験に必ず臨場し、その結果を確認し、レディーミクストコンクリート管理試験成績表を提出しなければならない。</p> <p>8 受注者は、コンクリートの品質管理について定めのない事項は、土木学会「コンクリート標準示方</p>	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>8 受注者は、コンクリートの品質管理について定めのない事項は、土木学会「コンクリート標準示方書(施工編：本編)4章 品質管理」「コンクリート標準示方書(施工編：施工標準)15章 品質管理」及び「土木材料共通仕様書第9章」によらなければならない。</p>	<p>書(施工編：本編)4章 品質管理」「コンクリート標準示方書(施工編：施工標準)(平成20年3月)15章 品質管理」及び「土木材料共通仕様書第9章」によらなければならない。</p>	
<p>新：I-7-18 旧：I-7-18</p>	<p>7.10.3 鉄筋継手の品質管理</p> <p>1 鉄筋のガス圧接部の品質検査については、圧接仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、エンクローズ溶接による鉄筋の溶接部の品質管理については、次によらなければならない。</p> <p>(1)エンクローズ溶接及び半自動エンクローズ溶接の場合は、土木学会「鉄筋定着・継手指針 [2007年版]」によること。</p> <p>(2)自動エンクローズ溶接の場合は、土木学会「鉄筋の自動エンクローズ溶接継手設計・施工指針(案)6章」によること。</p> <p>(3)本節に定めのない事項は、設計図書及び監督職員の指示によること。3 受注者は、鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、熔融金属充てん継手、モルタル充てん継手などを用いる場合の品質管理については、土木学会「鉄筋定着・継手指針 [2007年版]」によらなければならない。</p>	<p>7.10.3 鉄筋継手の品質管理</p> <p>1 鉄筋のガス圧接部の品質検査については、圧接仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、エンクローズ溶接による鉄筋の溶接部の品質管理については、次によらなければならない。</p> <p>(1)エンクローズ溶接及び半自動エンクローズ溶接の場合は、土木学会「鉄筋定着・継手指針 [2007年版] (平成19年8月)」によること。</p> <p>(2)自動エンクローズ溶接の場合は、土木学会「鉄筋の自動エンクローズ溶接継手設計・施工指針(案)6章」によること。</p> <p>(3)本節に定めのない事項は、設計図書及び監督職員の指示によること。3 受注者は、鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、熔融金属充てん継手、モルタル充てん継手などを用いる場合の品質管理については、土木学会「鉄筋定着・継手指針 [2007年版] (平成19年8月)」によらなければならない。</p>	<p>削除</p>
			<p>(略)</p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容																				
	第8章 鋼構造物工	第8章 鋼構造物工																					
	第1節 一般事項	第1節 一般事項																					
新:I-8-2 旧:I-8-2	<p>8.1.1 適用範囲</p> <p>1 本章は、鋼材で製作された構造物の築造に伴う工場製作工、輸送工及び架設工に関する作業に適用する。</p> <p>2 設計図書において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮する。</p> <p>首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成27年6月) 首都高速道路株式会社 橋梁構造物標準図集(鋼構造物編) (平成19年7月) 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成29年8月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(伸縮装置編) (平成21年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(改訂版) (平成27年4月) 日本道路協会 道路橋支保便覧(改訂版) (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	<p>8.1.1 適用範囲</p> <p>1 本章は、鋼材で製作された構造物の築造に伴う工場製作工、輸送工及び架設工に関する作業に適用する。</p> <p>2 設計図書において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮する。</p> <p>首都高速道路公団 橋梁構造物設計要領 (平成15年5月) 首都高速道路公団 橋梁構造物標準図集(鋼構造物編) (平成19年7月) 首都高速道路公団 現場溶接施工管理要領 (平成9年4月) 首都高速道路公団 鋼橋塗装設計施工要領 (平成14年6月) 首都高速道路公団 伸縮装置設計・施工要領 (平成13年12月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編IV 下部構造編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) (平成14年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 鋼道路橋支保便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	変更																				
			(略)																				
	第3節 工場製作工	第3節 工場製作工																					
			(略)																				
新:I-8-3 旧:I-8-3	<p>8.3.2 原寸</p> <p>1 受注者は、床書き原寸法又はNC原寸法によって、原寸作業を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、原寸図に一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、原寸作業にあたっては、次の確認をしなければならない。</p> <p>(1) 部材形状及び取付け位置が製作、架設及び塗装の各作業に支障とならないこと。</p> <p>(2) 監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が指示する事項</p> <p>4 受注者は、狭隘な部分、複雑な構造の部分等がある場合は模型を作成し、良好な施工ができるかを確認して、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。</p> <p>5 受注者は、原寸作業の結果、部材の形状又は取付位置を変更する必要がある場合は、その理由を明記し、「調査・設計共通仕様書(土木編)」に定める監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>6 受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。</p> <p>7 受注者は、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けなければならない。なお、隅角部の原寸検査は、原則として監督職員の立会いを受けなければならない。</p>	<p>8.3.2 原寸</p> <p>1 受注者は、床書き原寸法又はNC原寸法によって、原寸作業を行わなければならない。なお、原寸法については、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なくてはならない。</p> <p>2 受注者は、原寸図に一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、原寸作業にあたっては、次の確認をしなければならない。</p> <p>(1) 部材形状及び取付け位置が製作、架設及び塗装の各作業に支障とならないこと。</p> <p>(2) 監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が指示する事項</p> <p>4 受注者は、狭隘な部分、複雑な構造の部分等がある場合は模型を作成し、良好な施工ができるかを確認して、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。</p> <p>5 受注者は、原寸作業の結果、部材の形状又は取付位置を変更する必要がある場合は、その理由を明記し、「調査・設計共通仕様書(土木編)」に定める監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>6 受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。</p> <p>7 受注者は、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けなければならない。なお、隅角部の原寸検査は、原則として監督職員の立会いを受けなければならない。</p>	削除																				
			(略)																				
新:I-8-6 旧:I-8-6	<p>8.3.8 溶接部の品質確認</p> <p>1 受注者は、溶接終了後、表-8.8によって溶接部の品質確認を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表-8.8 溶接部の確認方法</p>	<p>8.3.8 溶接部の品質確認</p> <p>1 受注者は、溶接終了後、表-8.8によって溶接部の品質確認を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表-8.8 溶接部の確認方法</p>																					
新:I-8-6 旧:I-8-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>溶接種別</th> <th>部 位</th> <th>確認時期</th> <th>確認方法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板継ぎ溶接</td> <td>板継ぎ部</td> <td>板継ぎ終了時</td> <td>外観 放射線透過試験</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	溶接種別	部 位	確認時期	確認方法	備 考	板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験		<table border="1"> <thead> <tr> <th>溶接種別</th> <th>部 位</th> <th>確認時期</th> <th>確認方法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板継ぎ溶接</td> <td>板継ぎ部</td> <td>板継ぎ終了時</td> <td>外観 放射線透過試験</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	溶接種別	部 位	確認時期	確認方法	備 考	板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験		
溶接種別	部 位	確認時期	確認方法	備 考																			
板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験																				
溶接種別	部 位	確認時期	確認方法	備 考																			
板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験																				

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)					旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)					改訂内容	
	本溶接及び組立溶接	一般部	部材組立終了時	外観及び蛍光磁粉探傷試験	溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施	本溶接及び組立溶接	一般部	部材組立終了時	外観及び蛍光磁粉探傷試験	溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施		
		特殊部(1)	部材組立終了時	外観 超音波探傷試験及び 蛍光磁粉探傷試験	蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施		特殊部(1)	部材組立終了時	外観 超音波探傷試験及び 蛍光磁粉探傷試験	蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施		
		特殊部(2)	部材組立中	外観及び蛍光磁粉探傷試験	写真撮影		特殊部(2)	部材組立中	外観及び蛍光磁粉探傷試験	写真撮影		
		特殊部(3)	部材組立終了時	外観及び湿式磁粉探傷試験			特殊部(3)	部材組立終了時	外観及び湿式磁粉探傷試験			
新:I-8-6 旧:I-8-6	<p>注(1) 特殊部(1)は、ラーメン部材の隅角部、フランジ貫通部、T型溶接部等の完全溶け込み溶接部分。</p> <p>注(2) 特殊部(2)は、仮組立検査時に外観検査が困難となる部分。</p> <p>注(3) 特殊部(3)は、疲労耐久性の向上をはかるため、溶接の仕上げを行う部分。</p> <p>注(4) 受注者は、超音波探傷試験を行なう検査技術者については、(社)日本非破壊検査協会によって認定された有資格者とする。また、特殊部(1)は、その検査技量を有することを受注者で確認し、これを証明するものを監督職員に提出すること。</p> <p>注(5) 受注者は、監督職員が溶接部の非破壊検査を第三者機関に指示した場合は、これに協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、溶接部の品質確認については、道路橋示方書・同解説(I共通編II鋼橋編)17.4.6 内部きず検査によるものとする。ただし、疲労破壊が支配的となる溶接部については、鋼道路橋の疲労設計指針による他、以下によるものとする。</p> <p>(1)3 溶接線交差部は、超音波探傷試験によるものとし、ウェブ内面側からのみならず、ウェブ外面より斜角探傷および垂直探傷(点収束型探傷子)を併用して検査を行う。</p> <p>(2)拘束度の高い角継手、T字継手、十字継手については、溶接後に母材内の超音波探傷試験を行う。</p> <p>(3)超音波探傷試験の手探傷は、JIS Z 3060「鋼溶接部の超音波探傷試験方法」によって行い、その合否判定は表-8.9による。</p> <p style="text-align: center;">表-8.9 超音波探傷試験の品質確認規定</p>					<p>注(1) 特殊部(1)は、ラーメン部材の隅角部、フランジ貫通部、T型溶接部等の完全溶け込み溶接部分。</p> <p>注(2) 特殊部(2)は、仮組立検査時に外観検査が困難となる部分。</p> <p>注(3) 特殊部(3)は、疲労耐久性の向上をはかるため、溶接の仕上げを行う部分。</p> <p>注(4) 受注者は、超音波探傷試験を行なう検査技術者については、(社)日本非破壊検査協会によって認定された有資格者とする。また、特殊部(1)は、その検査技量を有することを受注者で確認し、これを証明するものを監督職員に提出すること。</p> <p>注(5) 受注者は、監督職員が溶接部の非破壊検査を第三者機関に指示した場合は、これに協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、溶接部の品質確認については、道路橋示方書・同解説(I共通編II鋼橋編)17.4.6 内部きず検査によるものとする。ただし、疲労破壊が支配的となる溶接部については、鋼道路橋の疲労設計指針による他、以下によるものとする。</p> <p>(1)3 溶接線交差部は、超音波探傷試験によるものとし、ウェブ内面側からのみならず、ウェブ外面より斜角探傷および垂直探傷(点収束型探傷子)を併用して検査を行う。</p> <p>(2)拘束度の高い角継手、T字継手、十字継手については、溶接後に母材内の超音波探傷試験を行う。</p> <p>(3)超音波探傷試験の手探傷は、JIS Z 3060「鋼溶接部の超音波探傷試験方法」によって行い、その合否判定は表-8.9による。</p> <p style="text-align: center;">表-8.9 超音波探傷試験の品質確認規定</p>						
新:I-8-8 旧:I-8-8			超音波探傷検出レベル	許容きず最大寸法 ^{*2}	探触子の種類			超音波探傷検出レベル	許容きず最大寸法 ^{*2}	探触子の種類		
	鋼床版	トラフリブ	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角	鋼床版	トラフリブ	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角
		バルブ PL	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角	鋼床版	バルブ PL	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角
	主	主桁上フランジ	横桁上フランジ	L	t/6 ^{*3}	斜角	主	主桁上フランジ	横桁上フランジ	L	t/6 ^{*3}	斜角
		主桁下フランジ	横桁下フランジ	L	t/6 ^{*3}	斜角		主桁下フランジ	横桁下フランジ	L	t/6 ^{*3}	斜角
		主桁上フランジ	ブラケット 上フランジ	L	t/6 ^{*3}	斜角		主桁上フランジ	ブラケット 上フランジ	L	t/6 ^{*3}	斜角
		主桁ウェブ	横桁下フランジ	L	t/3	斜角		主桁ウェブ	横桁下フランジ	L	t/3	斜角
		主桁下フランジ	支点上補剛材	L	t/3	斜角		主桁下フランジ	支点上補剛材	L	t/3	斜角
			切欠部 (3線交差部 ^{*1})	L/2	t/6 ^{*3}	斜角, 垂直			切欠部 (3線交差部 ^{*1})	L/2	t/6 ^{*3}	斜角, 垂直
	桁		切欠部 (3線交差部以外)	L	t/3	斜角, 垂直	桁		切欠部 (3線交差部以外)	L	t/3	斜角, 垂直
			切欠部控えリブ	L	t/3	斜角			切欠部控えリブ	L	t/3	斜角
			橋脚剛結部	L/2	t/6 ^{*3}	斜角, 垂直			橋脚剛結部	L/2	t/6 ^{*3}	斜角, 垂直
	脚橋	支点直下 ダイヤフラム	横梁上フランジ	L	t/3	斜角, 垂直	脚橋	支点直下 ダイヤフラム	横梁上フランジ	L	t/3	斜角, 垂直

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容																																																																																																																																						
	<table border="1"> <tr> <td>支点直下補剛材</td> <td>—</td> <td>横梁上フランジ</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角, 垂直</td> </tr> <tr> <td>横梁ウェブ</td> <td>—</td> <td>ブラケット</td> <td>L/2</td> <td>t/6^{※3}</td> <td>斜角, 垂直</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">(3線交差部^{※1})</td> </tr> <tr> <td>横梁ウェブ</td> <td>—</td> <td>ブラケット</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">(3線交差部以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">隅角部(3線交差部^{※1})</td> <td>L/2</td> <td>t/6^{※3}</td> <td>斜角, 垂直</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">隅角部(3線交差部以外)</td> <td>L</td> <td>t/6^{※3}</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">隅角部以外の角溶接</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align:center">その他</td> <td>標識柱</td> <td>—</td> <td>ベース PL</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td>基部リブ</td> <td>—</td> <td>ベース PL</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center">補強板など</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>斜角</td> </tr> </table>	支点直下補剛材	—	横梁上フランジ	L	t/3	斜角, 垂直	横梁ウェブ	—	ブラケット	L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直	(3線交差部 ^{※1})						横梁ウェブ	—	ブラケット	L	t/3	斜角	(3線交差部以外)						隅角部(3線交差部 ^{※1})			L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直	隅角部(3線交差部以外)			L	t/6 ^{※3}	斜角	隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角	その他	標識柱	—	ベース PL	L	t/3	斜角	基部リブ	—	ベース PL	L	t/3	斜角	補強板など		—	—	—	斜角	<table border="1"> <tr> <td>支点直下補剛材</td> <td>—</td> <td>横梁上フランジ</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角, 垂直</td> </tr> <tr> <td>横梁ウェブ</td> <td>—</td> <td>ブラケット</td> <td>L/2</td> <td>t/6^{※3}</td> <td>斜角, 垂直</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">(3線交差部^{※1})</td> </tr> <tr> <td>横梁ウェブ</td> <td>—</td> <td>ブラケット</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">(3線交差部以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">隅角部(3線交差部^{※1})</td> <td>L/2</td> <td>t/6^{※3}</td> <td>斜角, 垂直</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">隅角部(3線交差部以外)</td> <td>L</td> <td>t/6^{※3}</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">隅角部以外の角溶接</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align:center">その他</td> <td>標識柱</td> <td>—</td> <td>ベース PL</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td>基部リブ</td> <td>—</td> <td>ベース PL</td> <td>L</td> <td>t/3</td> <td>斜角</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center">補強板など</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>斜角</td> </tr> </table>	支点直下補剛材	—	横梁上フランジ	L	t/3	斜角, 垂直	横梁ウェブ	—	ブラケット	L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直	(3線交差部 ^{※1})						横梁ウェブ	—	ブラケット	L	t/3	斜角	(3線交差部以外)						隅角部(3線交差部 ^{※1})			L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直	隅角部(3線交差部以外)			L	t/6 ^{※3}	斜角	隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角	その他	標識柱	—	ベース PL	L	t/3	斜角	基部リブ	—	ベース PL	L	t/3	斜角	補強板など		—	—	—	斜角	
支点直下補剛材	—	横梁上フランジ	L	t/3	斜角, 垂直																																																																																																																																				
横梁ウェブ	—	ブラケット	L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直																																																																																																																																				
(3線交差部 ^{※1})																																																																																																																																									
横梁ウェブ	—	ブラケット	L	t/3	斜角																																																																																																																																				
(3線交差部以外)																																																																																																																																									
隅角部(3線交差部 ^{※1})			L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直																																																																																																																																				
隅角部(3線交差部以外)			L	t/6 ^{※3}	斜角																																																																																																																																				
隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角																																																																																																																																				
その他	標識柱	—	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																			
	基部リブ	—	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																			
	補強板など		—	—	—	斜角																																																																																																																																			
支点直下補剛材	—	横梁上フランジ	L	t/3	斜角, 垂直																																																																																																																																				
横梁ウェブ	—	ブラケット	L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直																																																																																																																																				
(3線交差部 ^{※1})																																																																																																																																									
横梁ウェブ	—	ブラケット	L	t/3	斜角																																																																																																																																				
(3線交差部以外)																																																																																																																																									
隅角部(3線交差部 ^{※1})			L/2	t/6 ^{※3}	斜角, 垂直																																																																																																																																				
隅角部(3線交差部以外)			L	t/6 ^{※3}	斜角																																																																																																																																				
隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角																																																																																																																																				
その他	標識柱	—	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																			
	基部リブ	—	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																			
	補強板など		—	—	—	斜角																																																																																																																																			
新:I-8-8 旧:I-8-8	<p> ※1 3線交差部の範囲は交差部から300mmとする。 ※2 きず寸法は1mm単位で評価すること。 ※3 t≤18mmの場合は3mm以下。 </p> <p> (4) 湿式磁粉探傷試験により、表面きずがある場合は不合格とする。 (5) 溶接内部きずの非破壊検査の結果は、合格きずを含めて記録し、しゅん功図書として提出する。 (6) 完全溶け込み溶接継手は、各溶接線に対して溶接前の開先形状、裏はつり後の状況、溶接後の磁粉探傷試験の結果が確認できる写真を撮影する。 記録写真は、十字継手については溶接線の全景写真と、溶接線の両端および中央部のズーム写真を撮影する。また、フィレット部については全景写真と、フィレット両先端部のズーム写真を撮影する。 </p>	<p> ※1 3線交差部の範囲は交差部から300mmとする。 ※2 きず寸法は1mm単位で評価すること。 ※3 t≤18mmの場合は3mm以下。 </p> <p> (4) 湿式粉探傷試験により、表面きずがある場合は不合格とする。 (5) 溶接内部きずの非破壊検査の結果は、合格きずを含めて記録し、しゅん功図書として提出する。 (6) 完全溶け込み溶接継手は、各溶接線に対して溶接前の開先形状、裏はつり後の状況、溶接後の磁粉探傷試験の結果が確認できる写真を撮影する。 記録写真は、十字継手については溶接線の全景写真と、溶接線の両端および中央部のズーム写真を撮影する。また、フィレット部については全景写真と、フィレット両先端部のズーム写真を撮影する。 </p>	追加																																																																																																																																						
			(略)																																																																																																																																						
新:I-8-10 旧:I-8-10	<p>8.3.10 仮組立</p> <p>1 受注者は、各部材の工作終了後、次の事項に従って仮組立を行い、工事目的物が設計図及び製作要領書に従って正しく製作されていることを確認しなければならない。<u>ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。</u></p> <p>(1) 構造物は全体を組立てること。ただし、構造物を分割して組立てる場合は、分割位置での部材の連結精度の確認方法について製作要領書に記載すること。</p> <p>(2) 仮組立は、地上から適当な高さの強固な受け台上で行うこと。</p> <p>(3) 仮組立は、部材自重による部材の変形を無視できるように部材を支持して行う。ただし、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が指示した場合は、架設応力状態での仮組立を行うこと。</p> <p>(4) ボルトによる部材連結部は、出来形計測及びボルト孔の精度の確認に支障のないように堅固に締付けること。</p> <p>(5) 現場溶接による部材連結部は、開先精度が確認できるように組立てること。</p> <p>2 受注者は、前項の確認を終了した後、仮組立状態の工事目的物について、工場塗装施工前に次の事項について監督職員の検査を受けなければならない。ただし、監督職員が指示した場合は、検査の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(1) 出来形</p> <p>(2) 外観</p> <p>(3) 溶接仕上げ状況</p> <p>(4) 完全溶け込み溶接部の超音波探傷試験及び湿式磁粉探傷試験の抜き取り検査</p> <p>(5) 溶接部の品質確認の結果</p> <p>(6) その他監督職員の指示する事項</p> <p>3 受注者は、仮組立に先立って部材単位について前項の(1)～(6)の検査を受けた場合は、仮組立の前に工場塗装を行うことができる。この場合において、仮組立状態での検査で部材寸法、溶接部の品質確認の結果確認を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、密閉構造部分については、次のいずれかの方法によって監督職員の確認を受けなければ</p>	<p>8.3.10 仮組立</p> <p>1 受注者は、各部材の工作終了後、次の事項に従って仮組立を行い、工事目的物が設計図及び製作要領書に従って正しく製作されていることを確認しなければならない。</p> <p>(1) 構造物は全体を組立てること。ただし、構造物を分割して組立てる場合は、分割位置での部材の連結精度の確認方法について製作要領書に記載すること。</p> <p>(2) 仮組立は、地上から適当な高さの強固な受け台上で行うこと。</p> <p>(3) 仮組立は、部材自重による部材の変形を無視できるように部材を支持して行う。ただし、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が指示した場合は、架設応力状態での仮組立を行うこと。</p> <p>(4) ボルトによる部材連結部は、出来形計測及びボルト孔の精度の確認に支障のないように堅固に締付けること。</p> <p>(5) 現場溶接による部材連結部は、開先精度が確認できるように組立てること。</p> <p>2 受注者は、前項の確認を終了した後、仮組立状態の工事目的物について、工場塗装施工前に次の事項について監督職員の検査を受けなければならない。ただし、監督職員が指示した場合は、検査の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(1) 出来形</p> <p>(2) 外観</p> <p>(3) 溶接仕上げ状況</p> <p>(4) 完全溶け込み溶接部の超音波探傷試験及び湿式磁粉探傷試験の抜き取り検査</p> <p>(5) 溶接部の品質確認の結果</p> <p>(6) その他監督職員の指示する事項</p> <p>3 受注者は、仮組立に先立って部材単位について前項の(1)～(6)の検査を受けた場合は、仮組立の前に工場塗装を行うことができる。この場合において、仮組立状態での検査で部材寸法、溶接部の品質確認の結果確認を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、密閉構造部分については、次のいずれかの方法によって監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 製作過程で出来形、外観及び溶接部の品質について確認し、製作状態を示す写真を撮影し、資</p>	追加																																																																																																																																						

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>ばならない。</p> <p>(1) 製作過程で出来形、外観及び溶接部の品質について確認し、製作状態を示す写真を撮影し、資料等を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 密閉前の状態で監督職員の検査を受け、その後に密閉状態にすること。</p>	<p>料等を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 密閉前の状態で監督職員の検査を受け、その後に密閉状態にすること。</p>	
			(略)
	第 5 節 架設工	第 5 節 架設工	
			(略)
<p>新:I-8-12 旧:I-8-12</p>	<p>8.5.4 トルシア形高力ボルト摩擦接合継手 受注者は、トルシア形高力ボルトの施工については、「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編」によらなければならない。</p>	<p>8.5.4 トルシア形高力ボルト摩擦接合継手 受注者は、トルシア形高力ボルトの施工については、「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋編(平成14年3月)」によらなければならない。</p>	変更
			(略)
<p>新:I-8-14 旧:I-8-14</p>	<p>8.5.6 現場溶接継手</p> <p>1 受注者は、1.1.17の規定に基づき現場溶接継手作業の専任技術者を定めなければならない。専任技術者の資格要件は、「橋梁構造物設計施工要領」[II 鋼橋編]第2編 施工(現場溶接)(以下「橋梁構造物設計施工要領」という。)によるものとする。</p> <p>2 受注者は、現場溶接継手の施工方法の選定にあたっては、現場溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場溶接施工試験の実施にあたっては、次によらなければならない。</p> <p>(1) 現場溶接施工試験計画書を提出すること。</p> <p>(2) 現場溶接施工試験の細目については、橋梁構造物設計施工要領によること。</p> <p>(3) 現場溶接施工試験完了後、現場溶接施工試験報告書を提出すること。</p> <p>4 受注者は、同一条件の溶接施工試験を2年以内に当社の鋼橋工事又は他の公共企業体の鋼橋工事において実施した実績がある場合は、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。ただし、現場溶接施工試験を省略する場合は、現場溶接施工に従事する溶接工に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、現場溶接継手の施工細目及び品質確認については、橋梁構造物設計施工要領によらなければならない。</p> <p>6 受注者は、溶接施工完了後は、現場塗装の施工前に現場溶接継手の品質については、次について監督職員の検査を受けなければならない。</p> <p>(1) 継手外観</p> <p>(2) 非破壊探傷試験結果</p> <p>(3) 現場溶接管理シート</p> <p>7 受注者は、複数箇所の現場溶接継手を施工する場合は、最初に施工する継手の品質について前項の検査を受けて問題がないことを確認した後で他の継手を施工しなければならない。</p> <p>8 受注者は、監督職員が指示する場合は、部材の変形量を計測して、その結果を提出しなければならない。</p>	<p>8.5.6 現場溶接継手</p> <p>1 受注者は、1.1.17の規定に基づき現場溶接継手作業の専任技術者を定めなければならない。専任技術者の資格要件は、現場溶接施工管理要領(以下「現場溶接施工管理要領」という。)によるものとする。</p> <p>2 受注者は、現場溶接継手の施工方法の選定にあたっては、現場溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場溶接施工試験の実施にあたっては、次によらなければならない。</p> <p>(1) 現場溶接施工試験計画書を提出すること。</p> <p>(2) 現場溶接施工試験の細目については、現場溶接施工管理要領によること。</p> <p>(3) 現場溶接施工試験完了後、現場溶接施工試験報告書を提出すること。</p> <p>4 受注者は、同一条件の溶接施工試験を2年以内に当社の鋼橋工事又は他の公共企業体の鋼橋工事において実施した実績がある場合は、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。ただし、現場溶接施工試験を省略する場合は、現場溶接施工に従事する溶接工に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、現場溶接継手の施工細目及び品質確認については、現場溶接施工管理要領によらなければならない。</p> <p>6 受注者は、溶接施工完了後は、現場塗装の施工前に現場溶接継手の品質については、次について監督職員の検査を受けなければならない。</p> <p>(1) 継手外観</p> <p>(2) 非破壊探傷試験結果</p> <p>(3) 現場溶接管理シート</p> <p>7 受注者は、複数箇所の現場溶接継手を施工する場合は、最初に施工する継手の品質について前項の検査を受けて問題がないことを確認した後で他の継手を施工しなければならない。</p> <p>8 受注者は、監督職員が指示する場合は、部材の変形量を計測して、その結果を提出しなければならない。</p>	変更
			(略)

頁	新:土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧:土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第10章 塗装工	第10章 塗装工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-10-2 旧:I-10-2	10.1.1 適用範囲 1 本章は、工場及び現場で施工する鋼構造物塗装工、鋼構造物溶融亜鉛めっき工並びに現場で施工するコンクリート構造物塗装工に関する工事に適用する。 2 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成29年8月)</u> <u>首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領 (平成18年4月)(平成25年12月一部変更)</u>	10.1.1 適用範囲 1 本章は、工場及び現場で施工する鋼構造物塗装工、鋼構造物溶融亜鉛めっき工並びに現場で施工するコンクリート構造物塗装工に関する工事に適用する。 2 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路(株) 鋼橋塗装設計・施工要領 (平成18年4月) 首都高速道路公団 コンクリート塗装及びFRP補修基準(案) (平成3年10月)	変更
			(略)
	第2節 材料	第2節 材料	
新:I-10-2 旧:I-10-2	10.2.1 一般 受注者は、材料の使用にあたっては、第2章 材料の規定によらなければならない。また、コンクリート塗装の材料の使用にあたっては、「 <u>橋梁塗装設計施工要領</u> 」に適合するものを使用しなければならない。	10.2.1 一般 受注者は、材料の使用にあたっては、第2章 材料の規定によらなければならない。また、コンクリート塗装の材料の使用にあたっては、「 コンクリート塗装及びFRP補修基準(案)3.材料規格 」に適合するものを使用しなければならない。	変更
			(略)
	第4節 鋼構造物塗装工	第4節 鋼構造物塗装工	
新:I-10-3 旧:I-10-3	10.4.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づき、塗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、「建設業法」第27条及び「同法施工令」第27条の2の規定による技術検定のうち、土木施工管理技士(一級)若しくは土木施工管理技士(二級)の鋼構造物塗装に合格し認定された者とする。 2 受注者は、塗膜厚を測定し、「 <u>鋼橋塗装設計施工要領</u> 」に定める「塗膜厚測定箇所」、「塗膜厚測定表」、「塗膜厚の平均値、標準偏差」、「塗膜厚の度数分布表」及び「塗膜厚のヒストグラム」を作成、整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は遅滞なく 提示 するとともに検査時に 提出 しなければならない。この場合において塗膜厚測定時期は、塗装終了後7日以上経過した場合とする。	10.4.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づき、塗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、「建設業法」第27条及び「同法施工令」第27条の2の規定による技術検定のうち、土木施工管理技士(一級)若しくは土木施工管理技士(二級)の鋼構造物塗装に合格し認定された者とする。 2 受注者は、塗膜厚を測定し、鋼橋塗装設計・ 施工要領 に定める「塗膜厚測定箇所」、「塗膜厚測定表」、「塗膜厚の平均値、標準偏差」、「塗膜厚の度数分布表」及び「塗膜厚のヒストグラム」を作成、整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は遅滞なく 提示 するとともに検査時に 提出 しなければならない。この場合において塗膜厚測定時期は、塗装終了後7日以上経過した場合とする。	変更
			(略)
	第6節 コンクリート構造物塗装工	第6節 コンクリート構造物塗装工	
新:I-10-4 旧:I-10-4	10.6.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づき、塗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、コンクリート構造物塗装の施工管理経験が3年以上ある者とする。 2 受注者は、コンクリートの塗装の施工条件については、「 <u>橋梁塗装設計施工要領</u> 」に準拠するものとする。 3 受注者は、二液混合型塗料を使用する場合は、混合比を確認し、混合後、 設計図書 に示す熟成時間を経て、可使時間内に塗装しなければならない。なお、 設計図書 に定めのない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 4 受注者は、塗料は攪拌して使用しなければならない。 5 受注者は、塗装に先立って、堅固な作業足場、防護設備等を設置しなければならない。 6 受注者は、他の受注者の施工した作業足場、防護設備等を使用して塗装を行う場合は、塗装開始前に作業足場、防護設備等を調査し、補強、移動及び撤去等の必要が生じた場合は、監督職員と 協議 しなければならない。 7 受注者は、塗膜状態の外観確認にあたっては、鋼橋塗装設計・施工要領5-1-6に準拠して行わなければならない。 8 受注者は、作業足場、防護設備等を撤去する場合は、塗膜を損傷しないようにしなければならない。	10.6.1 一般 1 受注者は、1.1.17の規定に基づき、塗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、コンクリート構造物塗装の施工管理経験が3年以上ある者とする。 2 受注者は、コンクリートの塗装の施工条件については、 鋼橋塗装設計・施工要領 に準拠するものとする。 3 受注者は、二液混合型塗料を使用する場合は、混合比を確認し、混合後、 設計図書 に示す熟成時間を経て、可使時間内に塗装しなければならない。なお、 設計図書 に定めのない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 4 受注者は、塗料は攪拌して使用しなければならない。 5 受注者は、塗装に先立って、堅固な作業足場、防護設備等を設置しなければならない。 6 受注者は、他の受注者の施工した作業足場、防護設備等を使用して塗装を行う場合は、塗装開始前に作業足場、防護設備等を調査し、補強、移動及び撤去等の必要が生じた場合は、監督職員と 協議 しなければならない。 7 受注者は、塗膜状態の外観確認にあたっては、鋼橋塗装設計・施工要領5-1-6に準拠して行わなければならない。 8 受注者は、作業足場、防護設備等を撤去する場合は、塗膜を損傷しないようにしなければならない。	変更

頁	新:土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧:土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第7節 品質管理及び検査基準	第7節 品質管理及び検査基準	
新:I-10-5 旧:I-10-5	10.7.1 鋼構造物の塗装 受注者は、鋼構造物塗装の品質管理及び検査基準については、「 <u>鋼橋塗装設計施工要領</u> 」によらなければならない。	10.7.1 鋼構造物の塗装 受注者は、鋼構造物塗装の品質管理及び検査基準については、 「鋼橋塗装設計」 施工要領によらなければならない。	<u>変更</u>
新:I-10-5 旧:I-10-5	10.7.2 コンクリートの塗装 受注者は、コンクリート面塗装の品質管理については、「 <u>橋梁塗装設計施工要領</u> 」によらなければならない。	10.7.2 コンクリートの塗装 受注者は、コンクリート面塗装の品質管理については、 「コンクリート塗装及びFRP補修基準(案)」 「施工管理」 によらなければならない。	<u>変更</u>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第12章 非開削トンネル工	第12章 非開削トンネル工	
	第12章 非開削トンネル工	第12章 非開削トンネル工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-12-3 旧:I-12-3	12.1.1 適用範囲 1 本章は、シールド工法によるトンネル構造物の築造に伴うシールド機の製作工、セグメントの製作工、掘進工、一次覆工、裏込注入工、防水工、二次覆工、内部構築工、補助工、土工、仮設工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。なお、トンネル立坑の施工については、第11章開削トンネル・掘削構造物工の規定による。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第4章地盤改良工、第5章仮設工、第6章基礎工、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物、第9章排水施設工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社</u> <u>トンネル構造物設計要領(シールド工法編)</u> (平成30年7月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 <u>平成20年改訂版</u> (平成20年10月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 <u>(平成21年改訂版)</u> (平成21年2月) 土木学会 <u>トンネル標準示方書[共通編]・同解説</u> / <u>[シールド工法編]・同解説</u> (平成28年8月) 建設業労働災害防止協会 <u>ずい道工事等における換気技術指針</u> (平成24年3月) <u>厚生労働省</u> <u>シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン</u> (平成29年3月)	12.1.1 適用範囲 1 本章は、シールド工法によるトンネル構造物の築造に伴うシールド機の製作工、セグメントの製作工、掘進工、一次覆工、裏込注入工、防水工、二次覆工、内部構築工、補助工、土工、仮設工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。なお、トンネル立坑の施工については、第11章開削トンネル・掘削構造物工の規定による。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第4章地盤改良工、第5章仮設工、第6章基礎工、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物、第9章排水施設工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路公団</u> <u>トンネル構造物設計要領</u> (平成15年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 (平成13年10月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成5年11月) 土木学会 <u>トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説</u> (平成18年7月) 建設業労働災害防止協会 <u>ずい道工事等における換気技術指針</u> (平成17年6月)	変更
			(略)
	第3節 測量及び調査	第3節 測量及び調査	
			(略)
新:I-12-5 旧:I-12-5	12.3.2 測量 1 受注者は、施工に先立って、シールド中心線について、地表面の平面及び縦断測量を行うとともに、測量中心測点、仮水準点等の現場測点を設置し維持管理しなければならない。 2 受注者は、測量中心測点、仮水準点をもとに、坑内外の測量基準点を設置し、掘進中は、これらの相互位置を計測確認しなければならない。なお、設置した測量基準点は、監督職員の 検査 を受けなければならない。また、測量基準点に観測孔を用いる場合は、その詳細について監督職員と 協議 しなければならない。 3 受注者は、シールドの掘進に伴い、シールドの位置を把握するための測量及び坑内測量用基準点の設置・移設を行わなければならない。なお、その場合は、記録を取り、整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 4 受注者は、坑内測量用基準点については、推進力等の影響を受けない箇所に、堅固に設けなければならない <u>5 受注者は、シールドトンネルの発進後、早期に掘進方向を確認するため、トンネルの中心線を測量し、その成果を提出しなければならない。</u> <u>6 受注者は、シールドトンネルの掘進中、トンネルの中心線を定期的に測量し、その成果を提出しなければならない。</u> <u>7 受注者は、シールドトンネルの貫通後、速やかに全線を通してトンネルの中心線を測量し、その成果を提出しなければならない。</u> <u>8 受注者は、工事完成後、トンネル(構築)の内空寸法を測定し、その結果を提出しなければならない。</u> <u>9 受注者は、工事区間内の地上部分について、完成したトンネル(構築物)と地形とを関連づける測量及びトンネル中心線における土被り等を測定し、その成果を提出しなければならない。</u>	12.3.2 測量 1 受注者は、施工に先立って、シールド中心線について、地表面の平面及び縦断測量を行うとともに、測量中心測点、仮水準点等の現場測点を設置し維持管理しなければならない。 2 受注者は、測量中心測点、仮水準点をもとに、坑内外の測量基準点を設置し、掘進中は、これらの相互位置を計測確認しなければならない。なお、設置した測量基準点は、監督職員の 検査 を受けなければならない。また、測量基準点に観測孔を用いる場合は、その詳細について監督職員と 協議 しなければならない。 3 受注者は、シールドの掘進に伴い、シールドの位置を把握するための測量及び坑内測量用基準点の設置・移設を行わなければならない。なお、その場合は、記録を取り、整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 4 受注者は、坑内測量用基準点については、推進力等の影響を受けない箇所に、堅固に設けなければならない <u>5 受注者は、シールドトンネルの貫通後、速やかに全線を通してトンネルの中心線を測量し、その成果を提出しなければならない。</u> <u>6 受注者は、工事完成後、トンネル(構築)の内空寸法を測定し、その結果を提出しなければならない。</u> <u>7 受注者は、工事区間内の地上部分について、完成したトンネル(構築物)と地形とを関連づける測量及びトンネル中心線における土被り等を測定し、その成果を提出しなければならない。</u>	変更
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第4節 シールド機の製作工	第4節 シールド機の製作工	
新:I-12-6 旧:I-12-6	12.4.1 一般 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、シールド掘削機(以下「シールド機」という。)の製作に先立ち、次の事項を記載した製作要領書を作成し、提出しなければならない。 (1)製作会社及び工場 (2)製作の専任技術者(製作会社及び製作工場毎) (3)設計計算書 (4)設計図 (5)付属設備及び装置 (6)製作仕様及び検査要領 (7)製作工程表 (8)各種機械類 (9)その他必要な事項 受注者は、十分な経験と設備及び優秀な技術を有する製作会社においてシールド機の製作を行わせなければならない。 受注者は、1.1.17の規定に基づき、シールド機の製作から検査までを統括できる専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、シールド機製作の施工管理経験が3年以上の者とする。 本節に定めのない事項は、第8章第3節及び土木学会「トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説_第3編」の規定による。 	12.4.1 一般 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、シールド掘削機(以下「シールド機」という。)の製作に先立ち、次の事項を記載した製作要領書を作成し、提出しなければならない。 (1)製作会社及び工場 (2)製作の専任技術者(製作会社及び製作工場毎) (3)設計計算書 (4)設計図 (5)付属設備及び装置 (6)製作仕様及び検査要領 (7)製作工程表 (8)各種機械類 (9)その他必要な事項 受注者は、十分な経験と設備及び優秀な技術を有する製作会社においてシールド機の製作を行わせなければならない。 受注者は、1.1.17の規定に基づき、シールド機の製作から検査までを統括できる専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、シールド機製作の施工管理経験が3年以上の者とする。 本節に定めのない事項は、第8章第3節及び土木学会「トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説第3編」の規定による。 	変更
			(略)
新:I-12-7 旧:I-12-7	12.4.3 工場社内検査 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、次の項目についてシールド機の工場社内検査を行い、その結果を提出しなければならない。なお、工場仮組立においては、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の項目を実施しなければならない。また、監督職員が指示する場合は、現監督職員の立会を受けなければならない。 (1)材料検査 (2)機器検査 (3)溶接検査 (4)外観検査 (5)主要寸法検査 (6)無負荷作動試験 (7)電気絶縁抵抗試験 (8)その他監督職員の指示する検査及び試験 受注者は、第2編16.3.9の規定に基づき工場仮組立を実施しなければならない。 受注者は、シールド機の組立て時における真円度及び本体軸方向の曲りの許容誤差は、土木学会「トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説」によるものとする。 受注者は、シールド機の輸送にあたっては、輸送に適する形状に分割し、輸送途中にひずみその他の損傷を生じないようにしなければならない。 	12.4.3 工場社内検査 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、次の項目についてシールド機の工場社内検査を行い、その結果を提出しなければならない。なお、工場仮組立においては、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の項目を実施しなければならない。また、監督職員が指示する場合は、現監督職員の立会を受けなければならない。 (1)材料検査 (2)機器検査 (3)溶接検査 (4)外観検査 (5)主要寸法検査 (6)無負荷作動試験 (7)電気絶縁抵抗試験 (8)その他監督職員の指示する検査及び試験 受注者は、第2編16.3.9の規定に基づき工場仮組立を実施しなければならない。 受注者は、シールド機の組立て時における真円度及び本体軸方向の曲りの許容誤差は、土木学会「トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説」によるものとする。 受注者は、シールド機の輸送にあたっては、輸送に適する形状に分割し、輸送途中にひずみその他の損傷を生じないようにしなければならない。 	変更
			(略)
	第5節 セグメントの製作工	第5節 セグメントの製作工	
新:I-12-8 旧:I-12-8	12.5.1 一般 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、1.1.17の規定に基づき、セグメントの製作から検査までを統括できる専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、セグメント製作の施工管理経験が3年以上の者とする。 受注者は、セグメントの製作及び工事施工上、やむを得ず設計図書に定めた設計図を変更する必要がある場合は、変更図について監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、セグメントの製作に先立ち、製作要領書を作成し、提出しなければならない。なお、記載内容については、各セグメント製作工に定めるものとする。 受注者は、前項の製作要領書に基づき、セグメントの試作をしなければならない。また、試作したセグメントについては、試験及び検査要領に基づいて製品検査、仮組立検査、載荷試験を行わなければならない。 受注者は、試作したセグメントの試験及び検査の結果について監督職員の承諾を得た後、セグメントの製作をしなければならない。 	12.5.1 一般 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、1.1.17の規定に基づき、セグメントの製作から検査までを統括できる専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、セグメント製作の施工管理経験が3年以上の者とする。 受注者は、セグメントの製作及び工事施工上、やむを得ず設計図書に定めた設計図を変更する必要がある場合は、変更図について監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、セグメントの製作に先立ち、製作要領書を作成し、提出しなければならない。なお、記載内容については、各セグメント製作工に定めるものとする。 受注者は、前項の製作要領書に基づき、セグメントの試作をしなければならない。また、試作したセグメントについては、試験及び検査要領に基づいて製品検査、仮組立検査、載荷試験を行わなければならない。 受注者は、試作したセグメントの試験及び検査の結果について監督職員の承諾を得た後、セグメントの製作をしなければならない。 	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>6 受注者は、セグメントの内側に形式(A, B, K等)、製造年月及び検査合格記号を付けなければならない。さらに異形セグメントには、1リングを1組とした合符号を明記しなければならない。</p> <p>7 受注者は、セグメントの貯蔵及び運搬にあたっては、セグメントを損傷しないような防護措置をとらなければならない。</p> <p>8 受注者は、セグメントの搬入は、12.5.5の試験及び検査に合格した後に行わなければならない。</p> <p>9 受注者は、本節に定めのない事項については、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物工及び土木学会「トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説__第2編」によらなければならない。</p>	<p>6 受注者は、セグメントの内側に形式(A, B, K等)、製造年月及び検査合格記号を付けなければならない。さらに異形セグメントには、1リングを1組とした合符号を明記しなければならない。</p> <p>7 受注者は、セグメントの貯蔵及び運搬にあたっては、セグメントを損傷しないような防護措置をとらなければならない。</p> <p>8 受注者は、セグメントの搬入は、12.5.5の試験及び検査に合格した後に行わなければならない。</p> <p>9 受注者は、本節に定めのない事項については、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物工及び土木学会「トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説第2編」によらなければならない。</p>	
			(略)
	第6節 掘進工	第6節 掘進工	
<p>新:I-12-11 旧:I-12-11</p>	<p>12.6.1 一般</p> <p>1 受注者は、掘進工にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、第1編1.1.17の規定に基づき、シールド掘進の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、シールド掘進の施工管理経験が3年以上の者とする。</p> <p>3 受注者は、施工に先だって、シールド発進基地、又は立坑の使用等が隣接工区と関連がある場合は、監督職員及び隣接工区の受注者と打合せ、使用方法、工程等について連絡及び調整をしなければならない。</p> <p>4 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会「<u>トンネル標準示方書〔シールド工法編〕</u>・同解説__第4編」によらなければならない。</p> <p>5 近接構造物の種類に応じた緊急時連絡体制を作業計画書に記載すること。</p>	<p>12.6.1 一般</p> <p>1 受注者は、掘進工にあたっては、総則編1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、第1編1.1.17の規定に基づき、シールド掘進の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、シールド掘進の施工管理経験が3年以上の者とする。</p> <p>3 受注者は、施工に先だって、シールド発進基地、又は立坑の使用等が隣接工区と関連がある場合は、監督職員及び隣接工区の受注者と打合せ、使用方法、工程等について連絡及び調整をしなければならない。</p> <p>4 受注者は、本節に定めのない事項については、土木学会—トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説第4編によらなければならない。</p> <p>5 近接構造物の種類に応じた緊急時連絡体制を作業計画書に記載すること。</p>	変更
			(略)
<p>新:I-12-12 旧:I-12-12</p>	<p>12.6.3 シールドの掘進</p> <p>1 受注者は、シールドの掘進にあたっては、次によらなければならない。</p> <p>(1)一般</p> <p>1)切羽の安定を図り、<u>かつ適正な切羽圧力を保持し</u>ながら、掘削と推進速度を同調させること。 <u>また、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理すること</u></p> <p>2)<u>掘進中のジャッキは、適切な本数を使用し、セグメント組立時に引き抜くジャッキの本数は最小限にとどめること。</u></p> <p>3)掘進中、各種ジャッキ、切羽状況、シールドの変化量、推力、排土量、泥水圧、泥水濃度等の記録(日報)を整備・保管し、監督職員の<u>請求</u>があった場合は直ちに<u>提示</u>するとともに、検査時に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>4)曲線及び勾配変換部は<u>設計図書</u>に示すルートで進行すること。</p> <p>5)シールドの蛇行誤差は、<u>設計図書</u>の定め及び監督職員の<u>指示</u>によること。</p> <p>6)掘進による地表面の隆起又は沈下等の地盤変状を生じさせないよう施工すること。</p> <p>7)シールド掘進中に異常が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督職員に<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>(2)土圧式シールド工法</p> <p>1)切羽の安定を保持するために、地山の条件に応じ適宜添加剤を注入し、掘削土の流動性と止水性を確保すること。</p> <p>2)シールド掘進速度を計測し、切羽地山の取込み量とスクリーコンベヤ等の排土機構からの排土量を制御すること。</p> <p>3)切羽泥土圧は、土質、土被り、間隙水圧及び近接構造物等の条件に応じた管理泥土圧を設定し、シールドの掘進速度、スクリーコンベアの回転数に応じた管理をすること。</p> <p>4)排土量は、排土重量、排土体積、積込土砂量により管理を実施すること。</p> <p>(3)泥水式シールド工法</p> <p>1)切羽の安定を保持するため、地山の条件に応じて泥水品質を調整して切羽面に十分な泥膜を形成するとともに、切羽泥水圧と掘削土量の管理を慎重に行うこと。</p> <p>2)掘削中、シールドテールからの漏泥、裏込め注入材の切羽流入による泥水劣化、排泥管の閉塞差及び切羽逸水等によって切羽圧力、掘削土量等に急激な変動が生じた場合は、掘進を停止し、必要な応急処置を講じて、その原因を調査し、その後の措置方法を監督職員と<u>協議</u>すること。</p> <p>3)切羽泥水圧は、土質、土被り、間隙水圧及び近接構造物等の条件に応じた管理泥水圧を設定し、シールドの掘進速度等に応じた管理をすること。</p> <p>4)掘削土量は、送排泥密度、掘削偏差流量、掘削偏差積算、乾砂量等の管理値を設定し、管理を実施すること。</p> <p>2 受注者は、シールド掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、以下について点検、測定等を実施し、</p>	<p>12.6.3 シールドの掘進</p> <p>1 受注者は、シールドの掘進にあたっては、次によらなければならない。</p> <p>(1)一般</p> <p>1)切羽の安定を図りながら、掘削と推進速度を同調させること。</p> <p>2)掘進中、各種ジャッキ、切羽状況、シールドの変化量、推力、排土量、泥水圧、泥水濃度等の記録(日報)を整備・保管し、監督職員の<u>請求</u>があった場合は直ちに<u>提示</u>するとともに、検査時に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>3)曲線及び勾配変換部は<u>設計図書</u>に示すルートで進行すること。</p> <p>4)シールドの蛇行誤差は、<u>設計図書</u>の定め及び監督職員の<u>指示</u>によること。</p> <p>5)掘進による地表面の隆起又は沈下等の地盤変状を生じさせないよう施工すること。</p> <p>6)シールド掘進中に異常が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督職員に<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>(2)土圧式シールド工法</p> <p>1)切羽の安定を保持するために、地山の条件に応じ適宜添加剤を注入し、掘削土の流動性と止水性を確保すること。</p> <p>2)シールド掘進速度を計測し、切羽地山の取込み量とスクリーコンベヤ等の排土機構からの排土量を制御すること。</p> <p>3)切羽泥土圧は、土質、土被り、間隙水圧及び近接構造物等の条件に応じた管理泥土圧を設定し、シールドの掘進速度、スクリーコンベアの回転数に応じた管理をすること。</p> <p>4)排土量は、排土重量、排土体積、積込土砂量により管理を実施すること。</p> <p>(3)泥水式シールド工法</p> <p>1)切羽の安定を保持するため、地山の条件に応じて泥水品質を調整して切羽面に十分な泥膜を形成するとともに、切羽泥水圧と掘削土量の管理を慎重に行うこと。</p> <p>2)掘削中、シールドテールからの漏泥、裏込め注入材の切羽流入による泥水劣化、排泥管の閉塞差及び切羽逸水等によって切羽圧力、掘削土量等に急激な変動が生じた場合は、掘進を停止し、必要な応急処置を講じて、その原因を調査し、その後の措置方法を監督職員と<u>協議</u>すること。</p> <p>3)切羽泥水圧は、土質、土被り、間隙水圧及び近接構造物等の条件に応じた管理泥水圧を設定し、シールドの掘進速度等に応じた管理をすること。</p> <p>4)掘削土量は、送排泥密度、掘削偏差流量、掘削偏差積算、乾砂量等の管理値を設定し、管理を実施すること。</p> <p>2 受注者は、シールド掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、以下について点検、測定等を実施し、</p>	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>4)掘削土量は、送排泥密度、掘削偏差流量、掘削偏差積算、乾砂量等の管理値を設定し、管理を実施すること。</p> <p>2 受注者は、シールド掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、以下について点検、測定等を実施し、異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告しなければならない。また、受注者は、点検、測定記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(1)シールド掘進路線上(地上)に、沈下測定点を設け、定期的に沈下量を測定すること。</p> <p>(2)シールド掘進路線上の路面点検を実施すること。</p> <p>(3)シールド掘進路線付近の近接構造物への計測を実施すること。</p> <p>(4)掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングすること。</p> <p>3 受注者は、掘進を停止する場合は、切羽崩壊探査装置により地山の状態を調査し、切羽のゆるみ、崩落等が発見された場合は、直ちに適切な処置をとること。</p>	<p>異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告しなければならない。また、受注者は、点検、測定記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(1)シールド掘進路線上(地上)に、沈下測定点を設け、定期的に沈下量を測定すること。</p> <p>(2)シールド掘進路線上の路面点検を実施すること。</p> <p>(3)シールド掘進路線付近の近接構造物への計測を実施すること。</p> <p>3 受注者は、掘進を停止する場合は、切羽崩壊探査装置により地山の状態を調査し、切羽のゆるみ、崩落等が発見された場合は、直ちに適切な処置をとること。</p>	
<p>新:I-12-13 旧:I-12-13</p>	<p>12.6.4 計測管理</p> <p>1 受注者は、計測の実施にあたっては、対象構造物ごとに定められた管理値に基づき計測を実施し、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、掘進管理システムを導入し、リアルタイムでシールドマシンの姿勢、方向等に係るデータを計測し、その結果を報告しなければならない。また、掘進管理システムは適切な頻度で校正を行わなければならない。</p> <p>3 上記2の計測結果と共に、測量、テールクリアランス測定等により得られた結果を突合し、トンネルの線形管理に使用するとともに、得られたデータを図化するなどの整理を行い、その結果をその結果を報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、各種計測及び施工状況等急激な変化がみられた場合には、掘進を停止し速やかに報告すること。また、その原因を調査究明し、その後の措置方法を監督職員と協議すること。</p>	<p>12.6.4 計測管理</p> <p>1 受注者は、計測の実施にあたっては、対象構造物ごとに定められた管理値に基づき計測を実施し、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、各種計測及び施工状況等急激な変化がみられた場合には、掘進を停止し速やかに報告すること。また、その原因を調査究明し、その後の措置方法を監督職員と協議すること。</p>	<p>変更</p>
			<p>(略)</p>
	<p>第7節 一次覆工</p>	<p>第7節 一次覆工</p>	
<p>新:I-12-15 旧:I-12-15</p>	<p>12.7.1 一般</p> <p>1 受注者は、トンネル構築となる一次覆工をシールド掘進後、速やかに正確かつ堅固に組立てなければならない。</p> <p>2 受注者は、セグメントを組立てる前に清掃し、セグメント間に土砂等の異物をはさみ込むことのないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、セグメントの組立てにあたっては、セグメントリングを目違い、目開きのないように真円に施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、セグメントの運搬、組立てにあたっては、欠け、割れ等の破損、取付けシール材の剥離等のないように取り扱わなければならない。</p> <p>5 受注者は、セグメントを、真円保持装置を用いて組立てなければならない。</p> <p>6 受注者は、路線の曲線部及びシールド蛇行修正に対しては、標準セグメントのほかテーパセグメントを使用しなければならない。</p> <p>7 受注者は、継手形状の異なるセグメント相互の取合いには、継手(調整)セグメントを使用しなければならない。</p> <p>8 セグメントに締結力がない継手を採用する場合には、漏水等の原因となるセグメント継手やリング継手の目開きや目違いが生じないよう、セグメントリングの形状の保持のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9 受注者は、鉄筋コンクリートセグメントについて、次により、たたき点検を行わなければならない。</p> <p>(1)点検時期は、セグメント組み立て直後とする。</p> <p>(2)足場は、後方移動足場を使用する。</p> <p>(3)点検範囲は、床版上面部分を中心にして、全数行うものとするが、特に、キーセグメント付近については入念に行うものとする。</p> <p>(4)たたき点検は、原則として監督職員が立会の上行うものとするが、立会えない場合は、点検結果を報告しなければならない。</p> <p>(5)点検において損傷が発見された場合は、直ちに原因等について報告するとともに、損傷の補修方法について、協議しなければならない。</p>	<p>12.7.1 一般</p> <p>1 受注者は、トンネル構築となる一次覆工をシールド掘進後、速やかに正確かつ堅固に組立てなければならない。</p> <p>2 受注者は、セグメントを組立てる前に清掃し、セグメント間に土砂等の異物をはさみ込むことのないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、セグメントの組立てにあたっては、セグメントリングを目違い、目開きのないように真円に施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、セグメントの運搬、組立てにあたっては、欠け、割れ等の破損、取付けシール材の剥離等のないように取り扱わなければならない。</p> <p>5 受注者は、セグメントを、真円保持装置を用いて組立てなければならない。</p> <p>6 受注者は、路線の曲線部及びシールド蛇行修正に対しては、標準セグメントのほかテーパセグメントを使用しなければならない。</p> <p>7 受注者は、継手形状の異なるセグメント相互の取合いには、継手(調整)セグメントを使用しなければならない。</p> <p>8 受注者は、鉄筋コンクリートセグメントについて、次により、たたき点検を行わなければならない。</p> <p>(1)点検時期は、セグメント組み立て直後とする。</p> <p>(2)足場は、後方移動足場を使用する。</p> <p>(3)点検範囲は、床版上面部分を中心にして、全数行うものとするが、特に、キーセグメント付近については入念に行うものとする。</p> <p>(4)たたき点検は、原則として監督職員が立会の上行うものとするが、立会えない場合は、点検結果を報告しなければならない。</p> <p>(5)点検において損傷が発見された場合は、直ちに原因等について報告するとともに、損傷の補修方法について、協議しなければならない。</p>	<p>変更</p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
			(略)
	第 12 節 補助工	第 12 節 補助工	
新:I-12-18 旧:I-12-17	12.12.1 一般 1 受注者は、補助工によって地山の安定を図る場合は、本節によらなければならない。 2 受注者は、補助工にあたっては、総則編 1.4.5 に規定する作業計画書を作成しなければならない。また、作業計画書には、施工理由・目的及び施工内容等を記載しなければならない。 3 受注者は、補助工の施工については、第 4 章地盤改良工及び土木学会「トンネル標準示方書〔シーールド工法編〕・同解説_第 4 編第 4 章」によらなければならない。	12.12.1 一般 1 受注者は、補助工によって地山の安定を図る場合は、本節によらなければならない。 2 受注者は、補助工にあたっては、総則編 1.4.5 に規定する作業計画書を作成しなければならない。また、作業計画書には、施工理由・目的及び施工内容等を記載しなければならない。 3 受注者は、補助工の施工については、第 4 章地盤改良工及び土木学会トンネル標準示方書 〔シーールド工法編〕 ・同解説第 4 編第 4 章によらなければならない。	変更
			(略)

頁	新:I-13-土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧:I-13-土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第13章 コンクリート下部工	第13章 コンクリート下部工	変更
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-13-2 旧:I-13-2	13.1.1 適用範囲 1 本章は、コンクリート橋脚及び橋台、鋼製橋脚のフーチング築造に伴う土工、仮設工、基礎工、躯体工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第4章地盤改良工、第5章仮設工、第6章基礎工、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物工、第10章塗装工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成27年6月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>I 共通編 (平成29年11月)</u> <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 (平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>IV下部構造編 (平成29年11月)</u> 土木学会 <u>2017年制定</u> コンクリート標準示方書〔施工編〕 <u>(平成30年3月)</u> 土木学会 <u>コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版]</u> <u>(平成24年6月)</u>	13.1.1 適用範囲 1 本章は、コンクリート橋脚及び橋台、鋼製橋脚のフーチング築造に伴う土工、仮設工、基礎工、躯体工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第4章地盤改良工、第5章仮設工、第6章基礎工、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物工、第10章塗装工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路公団 橋梁構造物設計要領 (平成15年5月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(I 共通編IV下部構造編) (平成14年3月)</u> 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>(施工編) (平成20年3月)</u> 土木学会 <u>コンクリートのポンプ施工指針 [平成12年版]</u> <u>(平成12年2月)</u>	変更
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第14章 コンクリート上部工	第14章 コンクリート上部工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-14-2 旧:I-14-2	14.1.1 適用範囲 1 本章は、高架橋築造に伴う場所打ちコンクリート上部工及びプレキャストコンクリート上部工の施工に関するコンクリート構造物工、グラウト工、プレキャスト部材の製作工、仮設工、排水施設工、塗装工、床版工、橋梁付属物工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第5章仮設工、第7章コンクリート構造物工、第9章排水施設工、第10章塗装工、第15章床版工、第16章第6節橋梁付属物工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社</u> <u>橋梁構造物設計施工要領</u> (平成27年6月) 土木学会 <u>プレストレストコンクリート工法設計施工指針</u> (平成10年2月) 土木学会 <u>2017年制定</u> <u>コンクリート標準示方書〔施工編〕</u> (平成30年3月) 日本道路協会 <u>道路橋示方書・同解説 I 共通編</u> (平成29年11月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編</u> (平成29年11月) 日本道路協会 <u>コンクリート道路橋設計便覧</u> (平成6年2月) 日本道路協会 <u>コンクリート道路橋施工便覧</u> (平成10年1月) 日本道路協会 <u>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計施工指針</u> (平成4年10月) 日本道路協会 <u>道路橋支承便覧(改訂版)</u> (平成16年4月)	14.1.1 適用範囲 1 本章は、高架橋築造に伴う場所打ちコンクリート上部工及びプレキャストコンクリート上部工の施工に関するコンクリート構造物工、グラウト工、プレキャスト部材の製作工、仮設工、排水施設工、塗装工、床版工、橋梁付属物工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第5章仮設工、第7章コンクリート構造物工、第9章排水施設工、第10章塗装工、第15章床版工、第16章第6節橋梁付属物工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路公団</u> <u>橋梁構造物設計要領</u> (平成15年5月) 土木学会 <u>プレストレストコンクリート工法設計施工指針</u> (平成10年2月) 土木学会 <u>コンクリート標準示方書(施工編)</u> (平成20年3月) 日本道路協会 <u>道路橋示方書(I共通編IIIコンクリート橋編)</u> (平成14年3月) 日本道路協会 <u>コンクリート道路橋設計便覧</u> (平成6年2月) 日本道路協会 <u>コンクリート道路橋施工便覧</u> (平成10年1月) 日本道路協会 <u>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計施工指針</u> (平成4年10月) 日本道路協会 <u>道路橋支承便覧</u> (平成16年4月)	変更
	14.1.2 工種の定義	14.1.2 工種の定義	
			(略)
新:I-14-2 旧:I-14-2	(2) プレキャストコンクリート上部工 <u>JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)</u> に規定するコンクリートのプレキャスト部材を工場又は製作ヤードで製作し、現場で接合して高架橋の上部工を築造する作業をいう。	(2) プレキャストコンクリート上部工 <u>JIS-A-5313(道路橋用プレストレストコンクリート橋げた)</u> に規定するコンクリートのプレキャスト部材を工場又は製作ヤードで製作し、現場で接合して高架橋の上部工を築造する作業をいう。	変更
			(略)
	第3節 場所打ちコンクリート上部工	第3節 場所打ちコンクリート上部工	
新:I-14-3 旧:I-14-3	14.3.1 一般 1 工事着手前の準備については、第1編第1章総則による。 2 受注者は、場所打ちコンクリート上部工にあたっては、総則編 1.4.5 に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 受注者は、1.1.17の規定に基づきコンクリート工の専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、 <u>(公社)日本コンクリート工学協会</u> が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士検定試験に合格し、認定された者及びコンクリート施工経験が3年以上あり、かつ土木施工管理技士(一級)に合格し、認定された者とする。なお、PC鋼材の配置及び緊張並びにグラウトの施工に当たっては、1.1.17の規定に基づき、専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、 <u>(公社)プレストレストコンクリート工学会</u> が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格し、認定された者若しくはPC鋼材の緊張作業の経験が3年以上ある者とする。 4 本節に定めのない事項は、第7章コンクリート構造物工の規定による。	14.3.1 一般 1 工事着手前の準備については、第1編第1章総則による。 2 受注者は、場所打ちコンクリート上部工にあたっては、総則編 1.4.5 に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 受注者は、1.1.17の規定に基づきコンクリート工の専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、 <u>社団法人日本コンクリート工学協会</u> が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士検定試験に合格し、認定された者及びコンクリート施工経験が3年以上あり、かつ土木施工管理技士(一級)に合格し、認定された者とする。なお、PC鋼材の配置及び緊張並びにグラウトの施工に当たっては、1.1.17の規定に基づき、専任技術者を定めなければならない。この場合、同第3項の資格を有する者とは、 <u>社団法人日本プレストレストコンクリート協会</u> が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格し、認定された者若しくはPC鋼材の緊張作業の経験が3年以上ある者とする。 4 本節に定めのない事項は、第7章コンクリート構造物工の規定による。	変更
			(略)
新:I-14-6 旧:I-14-6	14.3.7 グラウト工 1 グラウト工について、 設計図書 に定められていない事項については、 <u>「道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編」</u> によるものとする。	14.3.7 グラウト工 1 グラウト工について、 設計図書 に定められていない事項については、 <u>道路橋示方書IIIコンクリート橋編</u> によるものとする。	追加
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第4節 プレキャストコンクリート上部工	第4節 プレキャストコンクリート上部工	
			(略)
新:I-14-7 旧:I-14-7	14.4.2 工場製作工及び輸送工 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、プレキャスト部材の工場における製作については、<u>JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)</u>によらなければならない。 受注者は、工場製作したプレキャストコンクリート部材の輸送にあたっては、輸送に関する事項を記載した輸送計画書を提出しなければならない。なお、受注者は、運搬前に製作工場内で社内検査を行い、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。 受注者は、プレキャスト部材の運搬にあたり、輸送計画書を提出しなければならない。 	14.4.2 工場製作工及び輸送工 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、プレキャスト部材の工場における製作については、JIS A 5313(道路橋用プレストレストコンクリート橋げた)によらなければならない。 受注者は、工場製作したプレキャストコンクリート部材の輸送にあたっては、輸送に関する事項を記載した輸送計画書を提出しなければならない。なお、受注者は、運搬前に製作工場内で社内検査を行い、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。 受注者は、プレキャスト部材の運搬にあたり、輸送計画書を提出しなければならない。 	<u>変更</u>
新:I-14-7 旧:I-14-7	14.4.3 現場製作工 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、プレキャスト部材の現場ヤードにおける製作について、本節に定めのない事項は <u>JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)</u>によらなければならない。 受注者は、プレキャスト部材を製作する上で支障とならないよう製作台の基礎及び構造については、耐荷力の照査を行わなければならない。 受注者は、上げ越し量又は下げ越し量については、部材を保管する期間を検討した上で決定しなければならない。 受注者は、小運搬等のために、コンクリートの早期材令でプレストレスの一部を導入する場合は、その強度に対して検討を行わなければならない。 受注者は、蒸気養生を行う場合は、養生温度、養生期間、養生温度の上昇下降速度及びPC鋼材のリラクゼーションの影響について検討しなければならない。 受注者は、プレキャスト部材に架設用吊金具を設置する場合は、設置前に支持位置、桁及び吊金具の強度等について検討しなければならない。 	14.4.3 現場製作工 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、プレキャスト部材の現場ヤードにおける製作について、本節に定めのない事項は JIS A 5313によらなければならない。 受注者は、プレキャスト部材を製作する上で支障とならないよう製作台の基礎及び構造については、耐荷力の照査を行わなければならない。 受注者は、上げ越し量又は下げ越し量については、部材を保管する期間を検討した上で決定しなければならない。 受注者は、小運搬等のために、コンクリートの早期材令でプレストレスの一部を導入する場合は、その強度に対して検討を行わなければならない。 受注者は、蒸気養生を行う場合は、養生温度、養生期間、養生温度の上昇下降速度及びPC鋼材のリラクゼーションの影響について検討しなければならない。 受注者は、プレキャスト部材に架設用吊金具を設置する場合は、設置前に支持位置、桁及び吊金具の強度等について検討しなければならない。 	<u>変更</u>
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第15章 床版工	第15章 床版工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-15-2 旧:I-15-2	15.1.1 適用範囲 1 本章は、場所打ち鉄筋コンクリートで構築する高架橋の床版及び高欄・地覆の工事に伴う仮設工、鉄筋コンクリート工その他関連する作業に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第5章仮設工、第7章コンクリート構造物工、第9章排水施設工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成27年6月) 首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領 (平成27年4月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(排水施設編) (平成23年1月) 首都高速道路株式会社 附属施設物標準図集(排水施設編) (平成23年1月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成29年11月) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成25年3月)	15.1.1 適用範囲 1 本章は、場所打ち鉄筋コンクリートで構築する高架橋の床版及び高欄・地覆の工事に伴う仮設工、鉄筋コンクリート工その他関連する作業に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第5章仮設工、第7章コンクリート構造物工、第9章排水施設工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路(株) 舗装設計施工基準(高架橋・トンネル編) (平成19年4月) 首都高速道路公団 高速道路排水設計基準 (平成9年8月) 首都高速道路公団 高速道路排水施設標準図集 (平成9年8月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II コンクリート橋編) (平成14年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)	変更
			(略)
	第2節 材料	第2節 材料	
			(略)
新:I-15-2 旧:I-15-2	15.2.2 コンクリート レディーミクストコンクリートについては、7.2.2の規定による。	15.2.2 コンクリート レディーミクストコンクリートについては、 総則編 7.2.2の規定による。	削除
	第3節 施工	第3節 施工	
新:I-15-2 旧:I-15-2	15.3.1 一般 1 工事着手前の準備については、第1章総則による。 2 受注者は、床版工の施工にあたっては、1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 仮設工については、第5章仮設工の規定による。 4 排水施設については、第9章排水施設工の規定による。 5 本節に定めのない事項は、第7章コンクリート構造物工の規定による。	15.3.1 一般 1 工事着手前の準備については、第1章総則による。 2 受注者は、床版工の施工にあたっては、 総則編 1.4.5に規定する作業計画書を作成しなければならない。 3 仮設工については、第5章仮設工の規定による。 4 排水施設については、第9章排水施設工の規定による。 5 本節に定めのない事項は、第7章コンクリート構造物工の規定による。	変更
			(略)
新:I-15-3 旧:I-15-3	15.3.3 鉄筋工 1 受注者は、床版については、施工精度を設計寸法の±10mmとし、所要のかぶりを確保しなければならない。 2 受注者は、上記1に定める場合以外について、型枠面から±5mmの誤差の範囲で鉄筋を設置しなければならない。 3 本節に定めのない事項は、第7章第3節鉄筋工の規定による。	15.3.3 鉄筋工 1 受注者は、床版については、施工 制度 を設計寸法の±10mmとし、所要のかぶりを確保しなければならない。 2 受注者は、上記1に定める場合以外について、型枠面から±5mmの誤差の範囲で鉄筋を設置しなければならない。 3 本節に定めのない事項は、第7章第3節鉄筋工の規定による。	変更
			(略)
新:I-15-3 旧:I-15-3	15.3.5 床版コンクリート工 1 受注者は、コンクリート打込み順序等作業計画書に記載しなければならない。 2 受注者は、床版コンクリートを打設する場合は、桁の計画高が 設計図書 に示す値となるように施工しなければならない。 3 受注者は、床版端部の施工に先立ち、型枠遊間量を計算し、その結果を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。	15.3.5 床版コンクリート工 1 受注者は、コンクリート打込み順序等作業計画書に記載しなければならない。 2 受注者は、床版コンクリートを打設する場合は、桁の計画高が 設計図書 に示す値となるように施工しなければならない。 3 受注者は、床版端部の施工に先立ち、型枠遊間量を計算し、その結果を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>4 受注者は、コンクリートの打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によらなければならない。</p> <p>(1) ポンプ施工を理由に強度及びスランプ等コンクリートの品質を下げてはならない。</p> <p>(2) 吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。</p> <p>(3) 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、床版面については、<u>こて</u>仕上げ等で設計図書に示す高さに仕上げなければならない。</p> <p>6 受注者は、床版に設ける水抜き穴については、舗装設計施工基準 第 2 章 2-6 排水処理の規定及び高速道路排水施設標準図集によらなければならない。</p> <p>7 受注者は、コンクリート打設後の養生については、第 7 章第 7 節第 4 項養生に基づき行わなければならない。</p> <p>8 受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>9 本節に定めのない事項は、第 7 章 <u>第 7 節</u> <u>場所打ちコンクリート工</u>の規定による。</p>	<p>4 受注者は、コンクリートの打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によらなければならない。</p> <p>(1) ポンプ施工を理由に強度及びスランプ等コンクリートの品質を下げてはならない。</p> <p>(2) 吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。</p> <p>(3) 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、床版面については、舗装との付着を良くするため、ほうき仕上げ等で設計図書に示す高さに仕上げなければならない。</p> <p>6 受注者は、床版に設ける水抜き穴については、舗装設計施工基準 第 2 章 2-6 排水処理の規定及び高速道路排水施設標準図集によらなければならない。</p> <p>7 受注者は、コンクリート打設後の養生については、第 7 章第 7 節第 4 項養生に基づき行わなければならない。</p> <p>8 受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>9 本節に定めのない事項は、第 7 章第 7 節場所打ちコンクリート工の規定による。</p>	
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第16章 鋼上部・橋脚工	第16章 鋼上部・橋脚工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-16-3 旧:I-16-3	16.1.1 適用範囲 1 本章は、鋼橋上部構造工事、鋼橋脚工事及び鉄骨鉄筋コンクリートのうち、鉄骨に関する工場製作工、塗装工、輸送工、架設工、橋梁付属物工、排水施設工、仮設工の工事に適用する。 ただし、引張強度が785N/mm ² 級以上の高張力鋼材を用いる工事には適用しない。 2 本章に特に定めのない事項については、第5章仮設工、第8章鋼構造物工、第9章排水施設工、第10章塗装工、第15章床版工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮すること。 <u>首都高速道路株式会社</u> <u>橋梁構造物設計施工要領</u> (平成27年6月) <u>首都高速道路株式会社</u> <u>鋼橋塗装設計施工要領</u> (平成29年8月) <u>首都高速道路株式会社</u> <u>附属施設物設計施工要領(伸縮装置編)</u> (平成21年12月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋示方書・同解説 I 共通編</u> (平成29年11月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編</u> (平成29年11月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編</u> (平成29年11月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編</u> (平成29年11月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編</u> (平成29年11月) <u>日本道路協会</u> <u>鋼道路橋施工便覧(改訂版)</u> (平成27年4月) <u>日本道路協会</u> <u>道路橋支承便覧(改訂版)</u> (平成16年4月) <u>日本道路協会</u> <u>鋼道路橋の疲労設計指針</u> (平成14年3月) <u>日本道路協会</u> <u>鋼道路橋防食便覧</u> (平成26年3月)	16.1.1 適用範囲 1 本章は、鋼橋上部構造工事、鋼橋脚工事及び鉄骨鉄筋コンクリートのうち、鉄骨に関する工場製作工、塗装工、輸送工、架設工、橋梁付属物工、排水施設工、仮設工の工事に適用する。 ただし、引張強度が785N/mm ² (80kgf/mm²)級以上の高張力鋼材を用いる工事には適用しない。 2 本章に特に定めのない事項については、第5章仮設工、第8章鋼構造物工、第9章排水施設工、第10章塗装工、第15章床版工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮すること。 <u>首都高速道路公団</u> <u>橋梁構造物設計要領</u> (平成15年5月) <u>首都高速道路公団</u> <u>現場溶接施工管理要領</u> (平成9年4月) <u>首都高速道路公団</u> <u>伸縮装置設計・施工要領</u> (平成13年4月) <u>首都高速道路(株)</u> <u>鋼橋塗装設計・施工要領</u> (平成18年4月) 日本道路協会 <u>鋼道路橋施工便覧</u> (昭和60年2月) 日本道路協会 <u>道路橋支承便覧</u> (平成16年4月) 日本道路協会 <u>鋼道路橋の疲労設計指針</u> (平成14年3月)	変更
			(略)
	第6節 橋梁付属物工	第6節 橋梁付属物工	
			(略)
新:I-16-10 旧:I-16-10	16.6.3 伸縮装置工 受注者は、伸縮装置の施工については、「 <u>附属施設物設計施工要領(伸縮装置編)</u> 」によらなければならない。	16.6.3 伸縮装置工 受注者は、伸縮装置の施工については、「 伸縮装置設計・施工要領 」によらなければならない。	変更
新:I-16-10 旧:I-16-10	16.6.4 点検通路工 1 受注者は、点検通路、電欄ラック及び配電ボックス等の工場製作については、次によらなければならない。 (1)工場製作について定めのない事項は、本章第3節の規定によること。 (2)溶融亜鉛めっき処理を行う場合は、10.5.1の規定によること。 (3)点検通路と桁本体との取付けピースを溶接で取付ける場合は、疲労損傷の原因とならないよう取付け位置、方法をよく検討するとともに工場内で溶接を行うものとする。 (4)桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行うこと。 2 受注者は、点検通路、電欄ラック及び配電盤ボックス等の架設にあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。	16.6.4 点検通路工 1 受注者は、点検通路、電欄ラック及び配電ボックス等の工場製作については、次によらなければならない。 (1)工場製作について定めのない事項は、本章第3節の規定によること。 (2)溶融亜鉛めっき処理を行う場合は、10.5.1の規定によること。 (3)点検通路と桁本体との取付けピースを溶接で取付ける場合は、疲労損傷の原因とならないよう取付け位置、方法をよく検討するとともに工場内で溶接を行うものとする。 (4)桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行うこと。 2 受注者は、点検通路、電欄ラック及び配電盤ボックス等の架設にあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。	
	第7節 品質管理	第7節 品質管理	
			(略)
新:I-16-10 旧:I-16-10	16.7.2 溶接施工試験 溶接施工試験の試験項目については、「 <u>道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編</u> 」20.8.4(2)2)によるものとする。	16.7.2 溶接施工試験 溶接施工試験の試験項目については、「 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編)17.4.4(2)2) 」によるものとする。	変更
新:I-16-10 旧:I-16-10	16.7.3 溶接部の品質管理 溶接部の品質確認については、第1編8.3.8の規定及び「 <u>道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編</u> 」20.8による。	16.7.3 溶接部の品質管理 溶接部の品質確認については、第1編8.3.8の規定及び <u>道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編)17.4.5及び17.4.6</u> による。	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第18章 舗装工	第18章 舗装工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-16-2 旧:I-16-2	18.1.1 適用範囲 1 本章は、高速道路に用いる舗装として路体工、路盤工、基層・表層工及び路肩部等のコンクリート舗装工の工事に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第7章コンクリート構造物工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領 (平成27年4月)</u> <u>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年7月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年版) (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 舗装性能評価法—必須および主要な性能指標編(平成25年版) (平成25年5月)</u> <u>日本道路協会 舗装性能評価法 別冊—必要に応じ定める性能指標の評価法編 (平成20年3月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年版) (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)</u> <u>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</u> <u>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</u> <u>日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年度版) (平成22年11月)</u> <u>日本道路協会 環境に配慮した舗装技術に関するガイドブック (平成19年3月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計施工指針 平成18年度版 (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</u>	18.1.1 適用範囲 1 本章は、高速道路に用いる舗装として路体工、路盤工、基層・表層工及び路肩部等のコンクリート舗装工の工事に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第7章コンクリート構造物工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路(株) 舗装設計施工基準(高架橋・トンネル編) (平成19年4月)</u> <u>首都高速道路(公団) コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領 (平成12年1月)</u> <u>首都高速道路(公団) コンクリート床版防水層の設計・施工要領 (平成12年1月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</u> <u>日本道路協会 舗装試験法便覧 (昭和63年11月)</u> <u>日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 (平成8年10月)</u> <u>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月)</u> <u>日本道路協会 排水性舗装技術指針(案) (平成8年11月)</u>	変更
	18.1.2 工種の定義	18.1.2 工種の定義	削除
			(略)
新:I-16-2 旧:I-16-2	(2) 路盤工 <u>路盤の構築・修復を行うための</u> 混合物の製造運搬、敷き均し、締固め、整形及び仕上げを行う作業をいう。	(2) 路盤工 混合物の製造運搬、敷き均し、締固め、整形及び仕上げを行う作業をいう。	変更
新:I-16-2 旧:I-16-2	(3) 基層・表層工 舗装版の基層又は表層をアスファルト混合物により築造する作業をいう。 a) アスファルト舗装工 基層・表層工のうち、アスファルト材料によって、舗装版を築造する作業をいう。 b) グースアスファルト舗装工 車道部又は料金所付近の鋼床版上にグースアスファルト混合物を用いて、不透水性でたわみに対する追従性が高い舗装版を基層に築造する作業をいう。また、路肩部等の鋼床版上にグースアスファルト混合物を用いて、表層のみで舗装版を築造する作業をいう。 c) 半たわみ性舗装工 表層工の <u>アスファルト舗装工</u> のうち、開粒度アスファルト混合物に、浸透用セメントミルクを浸透させて、料金所付近又は非常駐車帯部に舗装版を表層に築造する作業をいう。 d) 排水性舗装工 表層工のうち、 <u>ポーラス</u> アスファルト混合物によって、路面から雨水をすみやかに排水する機能を持った舗装版を築造する作業をいう。	(3) 基層・表層工 舗装版の基層又は表層をアスファルト舗装工、 グースアスファルト舗装工、半たわみ性舗装工及び排水性舗装工 で築造する作業をいう。 a) アスファルト舗装工 基層・表層工のうち、アスファルト材料によって、舗装版を築造する作業をいう。 b) グースアスファルト舗装工 基層・表層工のうち、 車道部又は料金所付近の鋼床版上にグースアスファルト混合物を用いて、不透水性でたわみに対する追従性が高い舗装版を基層に築造する作業をいう。また、路肩部等の鋼床版上にグースアスファルト混合物を用いて、表層のみで舗装版を築造する作業をいう。 c) 半たわみ性舗装工 基層・表層工のうち、 開粒度アスファルト混合物に、浸透用セメントミルクを浸透させて、料金所付近又は非常駐車帯部に舗装版を表層に築造する作業をいう。 d) 排水性舗装工 表層工のうち、 排水性 アスファルト混合物によって、路面から雨水をすみやかに排水する機能を持った舗装版を築造する作業をいう。	変更
			(略)
	第2節 材料	第2節 材料	削除
新:I-16-3 旧:I-16-3	18.2.1 一般 1 受注者は、材料の使用にあたっては、第2章材料及び「 <u>舗装設計施工要領</u> 」の規定によらなければならない。	18.2.1 一般 1 受注者は、材料の使用にあたっては、第2章材料及び舗装設計施工 <u>基準</u> の規定によらなければならない。	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>2 受注者は、材料を使用する前に採取地ごと、製造所ごと又はロットごとに設計図書に定められた項目と方法によって品質試験を行い、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事中材料の採取地、製造所等の変更を行う場合は、変更前に監督職員に報告し、前項によらなければならない。</p> <p>4 受注者は、材料がこれまでの実績から品質規定を満足することが明らかな場合は、品質証明書を提出することによって品質試験を省略することができる。<u>なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。</u></p> <p>5 受注者は、コンクリート舗装に使用する材料は、第7章コンクリート構造物工の規定による。</p>	<p>2 受注者は、材料を使用する前に採取地ごと、製造所ごと又はロットごとに設計図書に定められた項目と方法によって品質試験を行い、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事中材料の採取地、製造所等の変更を行う場合は、変更前に報告し、前項によらなければならない。</p> <p>4 受注者は、材料がこれまでの実績から品質規定を満足することが明らかな場合は、品質証明書を提出することによって品質試験を省略することができる。<u>なお、財団法人道路保全技術センター「アスファルト混合物事前審査制度」によって認定された混合物を使用する場合は、工事ごとに認定証の写しを提出することによって、工事ごとの品質管理に関する基準試験等を省略することができる。</u></p> <p>5 受注者は、コンクリート舗装に使用する材料は、第7章コンクリート構造物工の規定による。</p>	
	第3節 施工	第3節 施工	削除
<p>新:I-16-3 旧:I-16-3</p>	<p>18.3.1 一般</p> <p>1 受注者は、第1編1.1.17の規定に基づき、舗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、(一社)日本道路建設業協会が認定した舗装施工管理技術者1級又は2級、若しくは道路舗装の施工管理経験が3年以上ある者とする。</p> <p>2 受注者は、施工前に舗装基面(床版含む)の高さ、幅等を測量し、その結果、設計図書と現地に差異がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、散布した瀝青材を舗装箇所の外に流出させてはならない。</p> <p><u>4 受注者は、舗装の切断作業時に発生する排水(濁水)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理しなければならない。</u></p>	<p>18.3.1 一般</p> <p>1 受注者は、第1編1.1.17の規定に基づき、舗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第3項の資格を有する者とは、財団法人道路保全技術センターが認定した舗装施工管理技術者1級又は2級若しくは道路舗装の施工管理経験が3年以上ある者とする。</p> <p>2 受注者は、施工前に舗装基面(床版含む)の高さ、幅等を測量し、その結果、設計図書と現地に差異がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、散布した瀝青材を舗装箇所の外に流出させてはならない。</p>	変更
			(略)
	第5節 路盤工	第5節 路盤工	
<p>新:I-16-4</p>	<p>18.5.1 一般</p> <p><u>1</u> 受注者は、路盤工の施工にあたっては、次の事項に注意しなければならない。</p> <p><u>(1)</u>受注者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に敷き均して締め固めなければならない。</p> <p><u>(2)</u>受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を十分締め固めなければならない。なお、下層路盤については、プルーフローリング等を行い、結果を報告しなければならない。</p> <p><u>(3)</u>受注者は、各層の仕上がり面が平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p><u>(4)</u>受注者は、各層の仕上げが終わったときは、別途当社が定める施工管理基準に基づく測定等を行わなければならない。</p>	<p>受注者は、路盤工の施工にあたっては、次の事項に注意しなければならない。</p> <p><u>1</u> 受注者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に敷き均して締め固めなければならない。</p> <p><u>2</u> 受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を十分締め固めなければならない。なお、下層路盤については、プルーフローリング等を行い、結果を報告しなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者は、各層の仕上がり面が平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者は、各層の仕上げが終わったときは、別途当社が定める施工管理基準に基づく測定等を行わなければならない。</p>	追加
<p>新:I-16-5 旧:I-16-4</p>	<p>18.5.2 下層路盤工</p> <p>1 受注者は、施工に先立ち、施工面の有害物を除去し、設計図書の定めにより不陸整正を行わなければならない。この場合において、施工面に異常を発見した場合は、その状況を監督職員に報告するとともに、措置方法について監督職員の承諾を得た上で措置しなければならない。また、路床の掘削を行う場合は、周辺の路床をみださないように行うものとし、埋戻しにあたっては日本道路協会「アスファルト舗装工事共通仕様書解説」3-3-2 粒状路盤の締め固め に示す締め固め強度が得られるように転圧し、設計図書に示す高さとなるように仕上げなければならない。</p> <p>2 受注者は、粒状路盤の敷き均しにあたり、材料の分離に注意しながら1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷き均さなければならない。</p> <p>3 受注者は、JIS A 1210(突固めによる土の締め固め試験方法)によって下層路盤の最大乾燥密度及び最適含水比を求め、報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、粒状路盤の締め固めを行う場合、修正 CBR 試験によって求めた最適含水比で、締め固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によって、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>18.5.4 下層路盤工</p> <p>1 受注者は、施工に先立ち、施工面の有害物を除去し、設計図書の定めにより不陸整正を行わなければならない。この場合において、施工面に異常を発見した場合は、その状況を監督職員に報告するとともに、措置方法について監督職員の承諾を得た上で措置しなければならない。また、路床の掘削を行う場合は、周辺の路床をみださないように行うものとし、埋戻しにあたっては日本道路協会「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 3-3-2 粒状路盤の締め固め」に示す締め固め強度が得られるように転圧し、設計図書に示す高さとなるように仕上げなければならない。</p> <p>2 受注者は、粒状路盤の敷き均しにあたり、材料の分離に注意しながら1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷き均さなければならない。</p> <p>3 受注者は、JIS A 1210(突固めによる土の締め固め試験方法)によって下層路盤の最大乾燥密度及び最適含水比を求め、報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、粒状路盤の締め固めを行う場合、修正 CBR 試験によって求めた最適含水比で、締め固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によって、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	変更
<p>新:I-16-5 旧:I-16-5</p>	<p>18.5.3 上層路盤工</p> <p>1 受注者は、JIS A 1210 によって粒度調整路盤材料の最大乾燥密度及び最適含水比を求め、報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締め固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項によって求めた最適含水比付近の含水比で日本道路協会「アスファルト舗装工事</p>	<p>18.5.2 上層路盤工</p> <p>1 受注者は、JIS A 1210 によって粒度調整路盤材料の最大乾燥密度及び最適含水比を求め、報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締め固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項によって求めた最適含水比付近の含水比で日本道路協会「アスファルト舗装工事</p>	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>共通仕様書解説「4-4-2 締固め」に示す締固め度に締固めなければならない。</p> <p>4 受注者は、粒度調整路盤材の敷き均しにあたり、材料の分離に注意し、1 層の仕上がり厚が 15cm を超えないように、仕上げなければならない。<u>ただし、振動ローラを用いる場合は、20cm を上限として良い。</u></p> <p>5 <u>受注者は、安定処理路盤および石灰安定処理路盤の敷き均しにあたり、1 層の仕上がり厚が 20cm を超えないように、仕上げなければならない。ただし、振動ローラを使用する場合は、30cm を上限としてよい。</u></p> <p>6 受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正 CBR 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。</p> <p>7 受注者は、セメント安定処理工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 施工前に、一軸圧縮試験を行い、その結果を提出すること。ただし、これまでの実績によって日本道路協会「舗装設計施工指針」に示す品質を有することが明らかな場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>(2) セメント安定処理混合物の最大乾燥密度は、JIS A 1210 によって求めるものとし、その結果を提出すること。</p> <p>8 受注者は、瀝青安定処理工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 瀝青安定処理工に用いる加熱アスファルト安定処理混合物のアスファルト量の決定に当たっては、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 加熱アスファルト安定処理材の基準密度は、試験により基準密度を求め、監督職員の承諾を得ること。</p>	<p>共通仕様書解説 4-4-2 締固め+に示す締固め度に締固めなければならない。</p> <p>4 受注者は、粒度調整路盤材の敷き均しにあたり、材料の分離に注意し、1 層の仕上がり厚が 15cm を超えないように、仕上げなければならない。</p> <p>5 受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正 CBR 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。</p> <p>6 受注者は、セメント安定処理工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 施工前に、一軸圧縮試験を行い、その結果を提出すること。ただし、これまでの実績によって日本道路協会「舗装設計施工指針」に示す品質を有することが明らかな場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>(2) セメント安定処理混合物の最大乾燥密度は、JIS A 1210 によって求めるものとし、その結果を提出すること。</p> <p>7 受注者は、瀝青安定処理工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 瀝青安定処理工に用いる加熱アスファルト安定処理混合物のアスファルト量の決定に当たっては、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 加熱アスファルト安定処理材の基準密度は、試験により基準密度を求め、監督職員の承諾を得ること。</p>	
	第 6 節 防水層工		追加
新:I-16-6	18.6.1 一般 <u>受注者は、防水層工については、設計図書及び「舗装設計施工要領」によらなければならない。</u>		追加
	第 7 節 基層・表層工	第 6 節 基層・表層工	変更
新:I-16-6 旧:I-16-5	<p>18.7.1 アスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、施工前に、使用する加熱アスファルト混合物の室内配合報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場配合にあたり、加熱アスファルト混合物の製造前に、アスファルトプラントにおいて、現場配合決定のための試験を専任技術者立会のもとに行い、その結果について整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、首都高速道路で過去 1 年以内に出荷実績のある混合物を利用する場合、同一プラントで同一配合(材料、配合)、同一設備により製造されたもので、他工区で既に使用している場合及び引続き当社に納入される場合は、その試験結果を提出することによって試験を省略することができる。ただし、2 年に 1 回以上、その性能が品質規格を満足するか確認しなければならない。</u></p> <p>4 受注者は、現場配合試験及び室内配合試験と比較した結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。この場合において、複数のプラントを使用する場合も同様とする。</p> <p>5 <u>受注者は、「舗装設計施工要領」第 15 章に基づく舗装工事の記録を整備し、検査時に提出しなければならない。</u></p> <p>6 受注者は、アスファルト舗装工について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工要領」によらなければならない。</p>	<p>18.6.1 アスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、施工前に、使用する加熱アスファルト混合物の室内配合報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場配合にあたり、加熱アスファルト混合物の製造前に、アスファルトプラントにおいて、現場配合決定のための試験を専任技術者立会のもとに行い、その結果について整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。この場合において、複数のプラントを使用する場合も同様とする。</p> <p>4 受注者は、アスファルト舗装工について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工基準」によらなければならない。</p>	変更
新:I-16-7 旧:I-16-6	<p>18.7.2 グースアスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、接着剤塗布前の素地調整の状況について、監督職員の立会いを受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、室内配合及び現場配合については、18.7.1の規定によらなければならない。</p> <p>3 受注者は、舗設については、「舗装設計施工要領」の定めに基づいてグースアスファルト混合物の流動性試験を行い、その試験結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出すること。</p> <p>4 受注者は、鋼床版上におけるグースアスファルト混合物の舗設にあたっては、「舗装設計施工要領」の定めのほか、以下によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラバケ等を用いてむらのないよう様に一様に接着剤を塗布しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認</p>	<p>18.6.2 グースアスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、接着剤塗布前の素地調整の状況について、監督職員の立会いを受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、室内配合及び現場配合については、18.6.1の規定によらなければならない。</p> <p>3 受注者は、舗設については、「舗装設計施工基準」の定めに基づいてグースアスファルト混合物の流動性試験を行い、その試験結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出すること。</p> <p>4 受注者は、鋼床版上におけるグースアスファルト混合物の舗設にあたっては、「舗装設計施工基準」の定めのほか、以下によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラバケ等を用いて、まず、0.2L/m²の割合でむらのないよう様に一様に接着剤を塗布しなければならない。この層を約 3 時間乾燥させた後、再びその上に同じ要領によって 0.2L/m²の割合で塗布しなければならない。</p>	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。</p> <p>5 受注者は、グースアスファルト舗装工について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工要領」<u>10.2.3</u>によらなければならない。</p>	<p>(2) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。</p> <p>5 受注者は、グースアスファルト舗装工について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工基準」<u>4-3-2</u>によらなければならない。</p>	
<p>新:I-16-7 旧:I-16-6</p>	<p>18.7.3 半たわみ性舗装工</p> <p>1 受注者は、基層に用いる加熱アスファルト混合物の室内配合及び現場配合並びに基準密度は、18.6.1の規定によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、施工前に、表層に用いる加熱アスファルト混合物の室内配合報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、施工前に、表層に用いる浸透ミルクの配合報告書を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、監督職員が指示する場合は、本舗設と同様の施工法によって試験舗設を行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、半たわみ性舗装工について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工要領」<u>10.2.4</u>によらなければならない。</p>	<p>18.6.3 半たわみ性舗装工</p> <p>1 受注者は、基層に用いる加熱アスファルト混合物の室内配合及び現場配合並びに基準密度は、18.6.1の規定によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、施工前に、表層に用いる加熱アスファルト混合物の室内配合報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、施工前に、表層に用いる浸透ミルクの配合報告書を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、監督職員が指示する場合は、本舗設と同様の施工法によって試験舗設を行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、半たわみ性舗装工について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工基準」<u>4-4</u>によらなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:I-16-7 旧:I-16-7</p>	<p>18.7.4 排水性舗装工</p> <p><u>1 受注者は、室内配合及び現場配合については、18.7.1の規定によらなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、排水性舗装工の施工については、設計図書及び「舗装設計施工要領」10.2.1によらなければならない。</u></p>	<p>18.6.4 排水性舗装工</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、設計図書及び「コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領(案)」によらなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
	<p>第8節 路肩部等の舗装工</p>	<p>第7節 路肩部等の舗装工</p>	
<p>新:I-16-8 旧:I-16-7</p>	<p>18.8.1 一般</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、第7章コンクリート構造物工の規定による。</p> <p>2 受注者は、路肩部等の舗装について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工要領」<u>13.4</u>によらなければならない。</p>	<p>18.7.1 一般</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、第7章コンクリート構造物工の規定による。</p> <p>2 受注者は、路肩部等の舗装について本節に定めのない事項は、設計図書及び「舗装設計施工基準」<u>4-5</u>によらなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
	<p>第9節 品質管理及び検査基準</p>	<p>第8節 品質管理及び検査基準</p>	
<p>新:I-16-8 旧:I-16-7</p>	<p>18.9.1 一般</p> <p>1 受注者は、アスファルト舗装に用いる瀝青材、骨材及びアスファルト混合物の品質管理及び検査方法については、「舗装設計施工要領」<u>第14章</u>の規定によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート舗装に用いるレディーミクストコンクリートの品質管理及び検査方法は、第7章<u>コンクリート構造物工</u>の規定によらなければならない。</p>	<p>18.8.1 一般</p> <p>1 受注者は、アスファルト舗装に用いる瀝青材、骨材及びアスファルト混合物の品質管理及び検査方法については、「舗装設計施工基準<u>第5章</u>」の規定によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート舗装に用いるレディーミクストコンクリートの品質管理及び検査方法は、第7章コンクリート構造物工の規定によらなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第19章 道路附属物工	第19章 道路附属物工	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
新:I-19-2 旧:I-19-2	19.1.1 適用範囲 1 本章は、道路附属物工として、防護柵工、防止柵工、標識工、区画線工及び管理標設置工の工事に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第5章仮設工、第6章基礎工、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物、第10章塗装工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路公団 標識柱設計要領 (平成15年5月) 首都高速道路公団 標識柱標準図集 (平成15年5月) <u>首都高速道路株式会社</u> 標識設置要領 (<u>平成30年2月</u>) <u>首都高速道路株式会社</u> 標識標準図集 (<u>平成30年2月</u>) <u>首都高速道路株式会社</u> <u>附属施設物設計施工要領 第6編[車両用防護施設編]</u> (<u>平成27年6月</u>) <u>首都高速道路株式会社</u> <u>附属施設物標準図集[車両用防護施設編]</u> (<u>平成27年6月</u>) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (<u>平成28年12月</u>) 日本道路協会 <u>車両用防護柵標準仕様書・同解説</u> (平成16年3月) <u>首都高速道路株式会社</u> <u>路面標示設置要領</u> (<u>平成21年6月</u>)	19.1.1 適用範囲 1 本章は、道路附属物工として、防護柵工、防止柵工、標識工、区画線工及び管理標設置工の工事に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第3章土工、第5章仮設工、第6章基礎工、第7章コンクリート構造物工、第8章鋼構造物、第10章塗装工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路公団 標識柱設計要領 (平成15年5月) 首都高速道路公団 標識柱標準図集 (平成15年5月) 首都高速道路株式会社 標識設置要領 (平成19年12月) 首都高速道路株式会社 標識標準図集 (平成19年12月) 首都高速道路公団 防護柵設置要領資料集 (昭和61年4月) 首都高速道路公団 首都高速道路管理番号等設置要領 (昭和62年5月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成16年3月) 日本道路協会 車両用防護柵標準仕様書・同解説 (平成16年3月)	変更
			(略)

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第42章 コンクリート構造物工	第42章 コンクリート構造物工	
	第42章 コンクリート構造物工		
	第1節 一般事項		
新:I-42-2 旧:I-42-2	42.1.1 適用 1 本章は、コンクリート構造物工として、鉄筋、型枠及び支保工、コンクリート工、エポキシ樹脂工、エポキシ樹脂モルタル工、穿孔式アンカーボルト工、既設コンクリート構造物の加工、既設構造物撤去工、コンクリート面処理工、断面修復工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第7章 コンクリート構造物工の規定によるものとする。	42.1 適用 1 本章は、コンクリート構造物工として、鉄筋、型枠及び支保工、コンクリート工、エポキシ樹脂工、エポキシ樹脂モルタル工、穿孔式アンカーボルト工、既設コンクリート構造物の加工、既設構造物撤去工、コンクリート面処理工、断面修復工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第7章 コンクリート構造物工の規定によるものとする。	変更
新:I-42-2 旧:I-42-2	3 設計図書 において特に定めのない事項については、 次による。 <u>首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準 (平成8年5月)</u> <u>首都高速道路株式会社 コンクリート床版補強設計施工要領(平成26年8月)</u> <u>首都高速道路公団 高欄補強設計要領(案) (昭和56年2月)</u> <u>首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成27年6月)</u> <u>首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領 第2編[伸縮装置編] (平成21年2月)</u> <u>首都高速道路公団 PC桁の補強設計・施工要領 (平成17年7月)</u> <u>首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計要領(コンクリート片剥落防止編) (平成18年8月)</u> <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I共通編 (平成29年11月)</u> <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 (平成29年11月)</u> <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 (平成29年11月)</u> <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編 (平成29年11月)</u> <u>土木学会 2017年制定 コンクリート標準示方書[施工編](平成30年3月)</u> <u>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版] (平成24年6月)</u> <u>土木学会 鉄筋定着・継手指針[2007年版] (平成19年8月)</u> <u>日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) (平成21年9月)</u>	42.2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準 (平成8年5月)</u> <u>首都高速道路公団 RC床版の補強設計・施工要領 (平成17年7月)</u> <u>首都高速道路公団 コンクリート橋の床版補強設計・施工要領(平成17年7月)</u> <u>首都高速道路公団 高欄補強設計要領(案) (昭和56年2月)</u> <u>首都高速道路公団 橋梁構造物設計要領 (平成15年5月)</u> <u>首都高速道路公団 伸縮装置設計・施工要領 (平成12年4月)</u> <u>首都高速道路公団 伸縮継手補修要領 (平成17年7月)</u> <u>首都高速道路公団 PC桁の補強設計・施工要領 (平成17年7月)</u> <u>首都高速道路公団 コンクリート片剥落防止対策要領 (平成17年7月)</u> <u>日本道路協会 道路橋示方書(I、III、IV、V) (平成14年3月)</u> <u>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成8年3月)</u> <u>土木学会 コンクリート標準示方書[平成11年版](施工編) (平成12年1月)</u> <u>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[平成12年版](平成12年2月)</u> <u>土木学会 鉄筋継手指針 (昭和57年2月)</u> <u>土木学会 鉄筋継手指針(その2) (昭和59年9月)</u> <u>日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成11年10月)</u>	削除
旧:I-42-2	4 受注者は、コンクリート構造物工事の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。 5 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 6 受注者は、コンクリート構造物補修箇所異常を発見したときは、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 7 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	42.3 一般事項 1 受注者は、コンクリート構造物工事の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 3 受注者は、コンクリート構造物補修箇所異常を発見したときは、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 4 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	削除
	第2節 鉄筋工	42.4 鉄筋工	変更
新:I-42-3 旧:I-42-3	42.2.1 鉄筋工 鉄筋工については、7.3 鉄筋工の規定によるものとする。	鉄筋工については、7.3 鉄筋工の規定によるものとする。	追加
	第3節 型枠及び支保工		追加
新:I-42-3 旧:I-42-3	42.3.1 型枠及び支保工 型枠及び支保工については、7.6 型枠及び支保工の規定によるものとする	42.5 型枠及び支保工 型枠及び支保工については、7.6 型枠及び支保工の規定によるものとする	変更
新:I-42-3	第4節 コンクリート工	42.6 コンクリート	追加
新:I-42-3	42.4.1 普通コンクリート工		変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
旧:I-42-3	普通コンクリートの施工については、7.7 場所打ちコンクリート工の規定によるものとする。	普通コンクリートの施工については、7.7 場所打ちコンクリート工の規定によるものとする。	
新:I-42-3 旧:I-42-3	<p>42.4.2 超速硬セメントコンクリート工</p> <p>超速硬セメントコンクリートの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)受注者は、超速硬セメントコンクリートを使用する施工経験が3年以上ある者を専任技術者として定め、報告しなければならない。</p> <p>(2)超速硬コンクリートの練混ぜは、強制練りミキサ又は連続練りミキサ車による現場練りとしなければならない。</p> <p>(3)受注者は、凝結遅延剤及び高性能減水剤の使用に先立ち、品質証明書を提出しなければならない。</p> <p>(4)受注者は、施工に先立ち現場配合の試験練りを行い、その結果を提出しなければならない。</p> <p>(5)強制練りミキサによる練混ぜ手順は、次の各項の規定によらなければならない。</p> <p>①各材料を、1バッチごとに重量計量する。</p> <p>②骨材と水溶液(水に混和剤、減水剤を溶解したもの)の90%を入れ、約10秒回転させる。</p> <p>③セメントの全量を投入する。</p> <p>④回転させながら所定の軟らかさになるまで残りの水溶液を追加する。</p> <p>⑤水を入れ始めてからの練混ぜ時間は、3分間とする。</p> <p>(6)受注者は、連続練りミキサ車による練混ぜを行うときは、その機種並びに計量および練混ぜ方法を作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>(7)受注者は、新旧コンクリートの打継目の施工にあたり、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させてから、新コンクリートを打継がなければならない。</p> <p>(8)受注者は、超硬速コンクリートの打込み後、直ちにコンクリートが鉄筋の周囲あるいは型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。</p> <p>(9)受注者は、練り置いて固まり始めたコンクリートを使用してはならない。</p> <p>(10)受注者は、表面仕上げの施工にあたり、コンクリートの硬化時間を考慮し、速やかに行わなければならない。</p> <p>(11)受注者は、表面仕上げ後、水溶性被膜養生剤を散布し、不透水性シートで完全に覆わなければならない。また、気温が10℃以下の場合には給熱養生しなければならない。</p>	<p>超速硬セメントコンクリートの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)受注者は、超速硬セメントコンクリートを使用する施工経験が3年以上ある者を専任技術者として定め、報告しなければならない。</p> <p>(2)超速硬コンクリートの練混ぜは、強制練りミキサ又は連続練りミキサ車による現場練りとしなければならない。</p> <p>(3)受注者は、凝結遅延剤及び高性能減水剤の使用に先立ち、品質証明書を提出しなければならない。</p> <p>(4)受注者は、施工に先立ち現場配合の試験練りを行い、その結果を提出しなければならない。</p> <p>(5)強制練りミキサによる練混ぜ手順は、次の各項の規定によらなければならない。</p> <p>①各材料を、1バッチごとに重量計量する。</p> <p>②骨材と水溶液(水に混和剤、減水剤を溶解したもの)の90%を入れ、約10秒回転させる。</p> <p>③セメントの全量を投入する。</p> <p>④回転させながら所定の軟らかさになるまで残りの水溶液を追加する。</p> <p>⑤水を入れ始めてからの練混ぜ時間は、3分間とする。</p> <p>(6)受注者は、連続練りミキサ車による練混ぜを行うときは、その機種並びに計量および練混ぜ方法を作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>(7)受注者は、新旧コンクリートの打継目の施工にあたり、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させてから、新コンクリートを打継がなければならない。</p> <p>(8)受注者は、超硬速コンクリートの打込み後、直ちにコンクリートが鉄筋の周囲あるいは型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。</p> <p>(9)受注者は、練り置いて固まり始めたコンクリートを使用してはならない。</p> <p>(10)受注者は、表面仕上げの施工にあたり、コンクリートの硬化時間を考慮し、速やかに行わなければならない。</p> <p>(11)受注者は、表面仕上げ後、水溶性被膜養生剤を散布し、不透水性シートで完全に覆わなければならない。また、気温が10℃以下の場合には給熱養生しなければならない。</p>	追加
新:I-42-4	第5節 エポキシ樹脂工	42.7 エポキシ樹脂工	追加
新:I-42-4 旧:I-42-4	<p>42.5.1 エポキシ樹脂工</p> <p>1 受注者は、エポキシ樹脂を使用する施工経験が3年以上ある者を専任技術者として定め、報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、エポキシ樹脂を使用する工事の施工に先立ち、作業計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 エポキシ樹脂の材料及び施工については、「補修用エポキシ樹脂施工基準」の規定によるものとする。</p>	<p>1 受注者は、エポキシ樹脂を使用する施工経験が3年以上ある者を専任技術者として定め、報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、エポキシ樹脂を使用する工事の施工に先立ち、作業計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 エポキシ樹脂の材料及び施工については、「補修用エポキシ樹脂施工基準」の規定によるものとする。</p>	変更
	第6節 エポキシ樹脂モルタル工	42.8 エポキシ樹脂モルタル工	変更
新:I-42-4	<p>42.6.1 エポキシ樹脂モルタル工</p> <p>1 受注者は、エポキシ樹脂モルタルを使用する施工経験が3年以上ある者をエポキシ樹脂モルタル専任技術者として定め、報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、エポキシ樹脂モルタルを使用する工事の施工に先立ち、作業計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 エポキシ樹脂モルタルに使用する樹脂は、「補修用エポキシ樹脂施工基準」の規定によらなければならない。</p> <p>4 受注者は、エポキシ樹脂モルタルの打込みに当たって、旧コンクリート表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、ゆるんだ骨材等は、完全に取り除くとともに、鉄錆、ごみ、泥油類等が付着しているときは、これらを清掃除去し、十分乾燥させなければならない。</p> <p>5 受注者は、旧コンクリート表面には、エポキシ樹脂モルタルに用いたエポキシ樹脂を塗布しなければならない。</p> <p>6 受注者は、可使時間を越えたエポキシ樹脂及びエポキシ樹脂モルタルを使用してはならない。</p> <p>7 受注者は、エポキシ樹脂モルタルの打込み後直ちに小型の平面パイプレータを用いて十分突固め、表面を加熱した金ごてで仕上げなければならない。</p> <p>8 エポキシ樹脂モルタルの養生は、自然養生とする。ただし、エポキシ樹脂モルタル打込み時の外気温が5℃以下のときは、受注者は、給熱養生しなければならない。この場合における給熱方法に</p>	<p>1 受注者は、エポキシ樹脂モルタルを使用する施工経験が3年以上ある者をエポキシ樹脂モルタル専任技術者として定め、報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、エポキシ樹脂モルタルを使用する工事の施工に先立ち、作業計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 エポキシ樹脂モルタルに使用する樹脂は、「補修用エポキシ樹脂施工基準」の規定によらなければならない。</p> <p>4 受注者は、エポキシ樹脂モルタルの打込みに当たって、旧コンクリート表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、ゆるんだ骨材等は、完全に取り除くとともに、鉄錆、ごみ、泥油類等が付着しているときは、これらを清掃除去し、十分乾燥させなければならない。</p> <p>5 受注者は、旧コンクリート表面には、エポキシ樹脂モルタルに用いたエポキシ樹脂を塗布しなければならない。</p> <p>6 受注者は、可使時間を越えたエポキシ樹脂及びエポキシ樹脂モルタルを使用してはならない。</p> <p>7 受注者は、エポキシ樹脂モルタルの打込み後直ちに小型の平面パイプレータを用いて十分突固め、表面を加熱した金ごてで仕上げなければならない。</p> <p>8 エポキシ樹脂モルタルの養生は、自然養生とする。ただし、エポキシ樹脂モルタル打込み時の外気温が5℃以下のときは、受注者は、給熱養生しなければならない。この場合における給熱方法に</p>	追加

頁	新：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	については、監督職員の 承諾 を得なければならない。	については、監督職員の 承諾 を得なければならない。	
新:I-42-5	第 7 節 アンカーボルト工		追加
新:I-42-5 旧:I-42-4	42.7.1 穿孔式アンカーボルト工 1 受注者は、穿孔式アンカーボルトの施工に先立ち、監督職員 立会 のもとで引き抜き試験を行い、試験結果を 提出 しなければならない。 2 受注者は、穿孔式アンカーボルトを設置するときは、あらかじめ穿孔された孔内のコンクリート片、ゴミ、水等を完全に取り除かなければならない。 3 受注者は、樹脂アンカーボルトを設置するときは、樹脂の硬化現象が始まる前に行わなければならない。 4 受注者は、製造日から 6 ヶ月以上経過した又は変質した樹脂カプセルを使用してはならない。又、樹脂は、冷暗所に保管し、直射日光にさらされないようにしなければならない。 5 受注者は、穿孔するにあたって、既設構造物の鉄筋に損傷を与えないように事前に鉄筋探査等を行わなければならない。	42.9 穿孔式アンカーボルト工 1 受注者は、穿孔式アンカーボルトの施工に先立ち、監督職員 立会 のもとで引き抜き試験を行い、試験結果を 提出 しなければならない。 2 受注者は、穿孔式アンカーボルトを設置するときは、あらかじめ穿孔された孔内のコンクリート片、ゴミ、水等を完全に取り除かなければならない。 3 受注者は、樹脂アンカーボルトを設置するときは、樹脂の硬化現象が始まる前に行わなければならない。 4 受注者は、製造日から 6 ヶ月以上経過した又は変質した樹脂カプセルを使用してはならない。又、樹脂は、冷暗所に保管し、直射日光にさらされないようにしなければならない。 5 受注者は、穿孔するにあたって、既設構造物の鉄筋に損傷を与えないように事前に鉄筋探査等を行わなければならない。	変更
新:I-42-5	第 8 節 既設構造物処理工		追加
新:I-42-5 旧:I-42-5	42.8.1 既設コンクリート構造物の加工 1 受注者は、既設コンクリート構造物に加工をする場合は、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 2 受注者は、ダイヤモンドドリルなどを使用してコンクリートを穿孔する場合は、穿孔に先立ち、コンクリート躯体面から既存鉄筋を調査し、その結果を 提出 しなければならない。なお、調査の結果、穿孔が困難である場合には、 設計図書 に関して監督職員と 協議 しなければならない。 3 受注者は、穿孔後に全箇所孔径・孔長の計測及び既存鉄筋切断の有無を目視確認し、その結果を 提出 しなければならない。 4 受注者は、アンカーボルト施工後に、全箇所超音波探傷機により定着長を計測し、その結果を 提出 しなければならない。 5 受注者は、コンクリートの穿孔にあたり、使用する水が、供用している道路面及び高架下に流出しないようにしなければならない。 6 受注者は、コンクリートの穿孔にあたり、使用する水の凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は、作業を行ってはならない。	42.10 既設コンクリート構造物の加工 1 受注者は、既設コンクリート構造物に加工をする場合は、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 2 受注者は、ダイヤモンドドリルなどを使用してコンクリートを穿孔する場合は、穿孔に先立ち、コンクリート躯体面から既存鉄筋を調査し、その結果を 提出 しなければならない。なお、調査の結果、穿孔が困難である場合には、 設計図書 に関して監督職員と 協議 しなければならない。 3 受注者は、穿孔後に全箇所孔径・孔長の計測及び既存鉄筋切断の有無を目視確認し、その結果を 提出 しなければならない。 4 受注者は、アンカーボルト施工後に、全箇所超音波探傷機により定着長を計測し、その結果を 提出 しなければならない。 5 受注者は、コンクリートの穿孔にあたり、使用する水が、供用している道路面及び高架下に流出しないようにしなければならない。 6 受注者は、コンクリートの穿孔にあたり、使用する水の凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は、作業を行ってはならない。	変更
新:I-42-5 旧:I-42-5	42.8.2 既設構造物撤去工 1 受注者は、既設構造物の撤去作業にあたって、コンクリート構造物取壊し、及びコンクリートはつりを行う場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 2 既設構造物の撤去により生ずる殻等の処理については、第 45 章 殻等運搬処理工の規定によるものとする。	42.11 既設構造物撤去工 1 受注者は、既設構造物の撤去作業にあたって、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行う場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 2 既設構造物の撤去により生ずる殻等の処理については、第 45 章 殻等運搬処理工の規定によるものとする。	変更
新:I-42-6 旧:I-42-6	42.8.3 コンクリート面処理工 受注者は、コンクリート面処理工の施工にあたっては、浮きコンクリート、遊離石灰、鉄筋の錆等の不純物を全て除去し、清掃しなければならない。	42.12 コンクリート面処理工 受注者は、コンクリート面処理工の施工にあたっては、浮きコンクリート、遊離石灰、鉄筋の錆等の不純物を全て除去し、清掃しなければならない。	変更
新:I-42-6	第 9 節 断面修復工		追加
新:I-42-6 旧:I-42-6	42.9.1 断面修復工 断面修復工については、 「橋梁構造物設計要領(コンクリート片剥落防止編)」 の規定によるものとする。	42.13 断面修復工 断面修復工については、 「コンクリート片剥落防止対策要領」 の規定によるものとする。	変更
新:I-42-6	第 10 節 現場塗装工		追加
新:I-42-6 旧:I-42-6	42.10.1 現場塗装工 コンクリート面の現場塗装については、第 44 章 塗装補修工の規定によるものとする。	42.14 現場塗装工 コンクリート面の現場塗装については、第 44 章 塗装補修工の規定によるものとする。	変更
	第 11 節 仮設工		追加

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
新:I-42-6 旧:I-42-6	42. <u>11.1</u> 仮設工 仮設工については、第5章 仮設工の規定によるものとする。	42. 15 仮設工 仮設工については、第5章 仮設工の規定によるものとする。	<u>変更</u>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第43章 舗装工	第43章 舗装工	
	第1節 一般事項		
新:I-43-2 旧:I-43-2	43.1.1 適用 1 本章は、供用路線における舗装工として、 <u>舗装撤去工</u> (以下「舗装切削工」という。)、床版防水工、床版排水工、 <u>表層・基層工、路肩部等の舗装工</u> 、区画線工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第18章 舗装工の規定によるものとする。	43.1 適用 1 本章は、供用路線における舗装工として、 <u>舗装剥取り工</u> (以下「舗装切削工」という。)、床版防水工、床版排水工、 <u>舗設工</u> 、区画線工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第18章 舗装工の規定によるものとする。	変更
新:I-43-2 旧:I-43-2	43.1.2 適用すべき諸基準 受注者は、 <u>設計図書</u> において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領 (平成27年4月)</u> <u>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年7月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年版) (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 舗装性能評価法—必須および主要な性能指標編(平成25年版) (平成25年5月)</u> <u>日本道路協会 舗装性能評価法 別冊—必要に応じ定める性能指標の評価法編 (平成20年3月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年版) (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)</u> <u>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</u> <u>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</u> <u>日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年度版) (平成22年11月)</u> <u>日本道路協会 環境に配慮した舗装技術に関するガイドブック (平成19年3月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計施工指針 平成18年度版 (平成18年2月)</u> <u>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</u>	43.2 適用すべき諸基準 受注者は、 <u>設計図書</u> において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>首都高速道路公団 舗装設計施工基準(高架橋・トンネル編) (平成12年1月)</u> <u>首都高速道路公団 コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領 (平成12年1月)</u> <u>首都高速道路公団 コンクリート床版防水層の設計・施工要領 (平成12年1月)</u> <u>首都高速道路公団 鋼床版上の排水性舗装設計・施工要領(案) (平成13年7月)</u> <u>首都高速道路公団 土工部の排水性舗装設計・施工要領(案) (平成13年7月)</u> <u>首都高速道路公団 舗装補修要領 (平成17年7月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成13年12月)</u>	変更
新:I-43-2 旧:I-43-2	43.1.3 一般事項 1 受注者は、舗装工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、すみやかにその処置について 報告 しなければならない。 3 受注者は、保安規制開始から舗装切削工の完了時間及び保安規制解除までの時間については、 設計図書 に特に定めのない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。	43.3 一般事項 1 受注者は、舗装工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、すみやかにその処置について 報告 しなければならない。 3 受注者は、保安規制開始から舗装切削工の完了時間及び保安規制解除までの時間については、 設計図書 に特に定めのない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。	変更
	第2節 材料		追加
新:I-43-3 旧:I-43-2	43.2.1 材料 受注者は、舗装工事で使用する材料については、第2章 材料、 <u>「舗装設計施工要領」</u> の規定によらなければならない。	43.4 材料 受注者は、舗装工事で使用する材料については、第2章 材料、 <u>舗装設計施工基準(高架橋・トンネル編)</u> 、 <u>「コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領(以下「排水性舗装要領」という。)</u> 」及び <u>「コンクリート床版防水層の設計・施工要領(以下「床版防水層要領」という。)</u> 」の規定によらなければならない。	変更
新:I-43-3	第3節 施工		追加
新:I-43-3 旧:I-43-2	43.3.1 舗装切削工 舗装切削工の施工については、 <u>「舗装設計施工要領」</u> によるほか、次の各号によらなければならない。 1 受注者は、 設計図書 に示された断面となるように、既設舗装を切削しなければならない。 2 受注者は、施工中、既設舗装の切削によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、速やかに監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。 3 受注者は、舗装切削工の施工にあたり、コンクリート床版、既設構造物(伸縮継手、排水樹、ループ式トラフィックカウンタ、軸重計等)、鋼床版及び連結部の接合ボルト等に損傷を与えないように行わなければならない。損傷を与えたときは、直ちに監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければ	43.5 舗装切削工 舗装切削工の施工については、 <u>「コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領」</u> によるほか、次の各号によらなければならない。 1 受注者は、 設計図書 に示された断面となるように、既設舗装を切削しなければならない。 2 受注者は、施工中、既設舗装の切削によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、速やかに監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。 3 受注者は、舗装切削工の施工にあたり、コンクリート床版、既設構造物(伸縮継手、排水樹、ループ式トラフィックカウンタ、軸重計等)、鋼床版及び連結部の接合ボルト等に損傷を与えないように行わなければならない。損傷を与えたときは、直ちに監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければ	変更

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>ばならない。</p> <p>4 受注者は、舗装切削中に床版、伸縮継手、排水柵等の破損箇所を発見したときは、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、基層まで舗装切削する場合には、床版面上のアスファルト混合物等の残留物を除去し、床版面のクラックを調査し報告しなければならない</p> <p>6 舗装切削工の施工による発生材の処理は、第45章 殻等運搬処理工及び1.1.39 建設副産物によるものとする。</p>	<p>ばならない。</p> <p>4 受注者は、舗装切削中に床版、伸縮継手、排水柵等の破損箇所を発見したときは、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、基層まで舗装切削する場合には、床版面上のアスファルト混合物等の残留物を除去し、床版面のクラックを調査し報告しなければならない</p> <p>6 舗装切削工の施工による発生材の処理は、第45章 殻等運搬処理工及び1.1.39 建設副産物によるものとする。</p>	
<p>新:I-43-3 旧:I-43-3</p>	<p>43.3.2 床版防水工 床版防水工の施工については、<u>「舗装設計施工要領」</u>によるものとする。</p>	<p>43.6 床版防水工 床版防水工の施工については、「コンクリート床版防水層の設計・施工要領」によるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:I-43-3 旧:I-43-3</p>	<p>43.3.3 床版排水工 1 床版排水工の施工については、<u>「舗装設計施工要領」</u>によるものとする。 2 高架部排水柵の孔明け及び床版孔明けの施工については、設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>43.7 床版排水工 1 床版排水工の施工については、「コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領」によるものとする。 2 高架部排水柵の孔明け及び床版孔明けの施工については、設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:I-43-3 旧:I-43-3</p>	<p>43.3.4 表層・基層工 <u>表層・基層工</u>の施工については、第18章舗装工及び「<u>舗装設計施工要領</u>」によるものとする。</p>	<p>43.8 舗設工 舗設工として、基層・表層工及び路肩部等舗装工の施工については、第18章舗装工及び「コンクリート床版上の排水性舗装設計・施工要領」によるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:I-43-4 旧:I-43-3</p>	<p>43.3.5 路肩部等の舗装工 <u>路肩部等の舗装工の施工については、第18章舗装工及び「舗装設計施工要領」によるものとする。</u></p>		<p><u>変更</u></p>
<p>新:I-43-4 旧:I-43-3</p>	<p>43.3.6 区画線工 <u>区画線工については、「補修工事共通仕様書」第3章 区画線補修工の規定によるものとする。</u></p>	<p>43.9 区画線工 区画線工については、III補修工事共通仕様書第3章 区画線補修工の規定によるものとする。</p>	<p><u>追加</u></p>

頁	新：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：土木工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第44章 塗装補修工	第44章 塗装補修工	
			(略)
新:I-44-2 旧:I-44-2	44.2 適用すべき諸基準 受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成29年8月)</u> <u>首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領 (平成18年4月)(平成25年12月一部変更)</u>	44.2 適用すべき諸基準 受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 首都高速道路公団 鋼橋塗装設計・施工要領 (平成14年6月) 首都高速道路公団 コンクリート片剥落防止対策要領 (平成17年7月)	変更
			(略)
新:I-44-2 旧:I-44-2	44.6 コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工については、「 <u>橋梁塗装設計施工要領</u> 」の規定によるものとする。	44.6 コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工については、「 コンクリート片剥落防止対策要領 」の規定によるものとする。	変更
新:I-44-3 旧:I-44-3	44.7 張紙防止塗装工 1 素地調整については、「鋼橋塗装設計施工要領」の規定によるものとする。 2 受注者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、 設計図書 によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 3 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、 設計図書 によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。	44.7 張紙防止塗装工 1 素地調整については、「鋼橋塗装設計・ 施工要領 」の規定によるものとする。 2 受注者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、 設計図書 によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 3 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、 設計図書 によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。	削除
			(略)

【資料編】

【資料編】

資料-1 各技術者等の選定及び兼任表

資料-1 各技術者等の選定及び兼任表

新:資料 1-1
旧:資料 1-1

変更

(資料-1)各技術者等の選定及び兼任表

本人に対する他の技術者等					兼任の可否												
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理			
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×	
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理代理者(元方安全衛生監理者が職務を遂行できないときには常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	
		照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	×	
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 ×：兼任できない

(資料-1)各技術者等の選定及び兼任表

本人に対する他の技術者等					兼任の可否												
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理			
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
専門技術者(専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
専任技術者(常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×	
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理代理者(常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×		
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	
		照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 ×：兼任できない